大分市総合計画

「おおいた創造ビジョン 2024」

第２次基本計画

（原案）

総論

第１章　基本計画の目的

本市は、基本構想において掲げた「笑顔が輝き　夢と魅力あふれる　未来創造都市」を目標として、まちづくりを進めていきます。

また、その目標の実現のために 6 つの基本的な政策を掲げ、そこから導き出された各種の具体的な施策を進めることで、総合的かつ計画的な行政運営を行っていきます。

この基本計画では、基本構想で定める基本的な政策とそれに基づく具体的な各種施策の関係を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにすることとします。

第２章　基本計画の期間と対象

第１節　計画の期間

この基本計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までとします。

第２節　計画の対象区域及び範囲

この基本計画に基づいて各種施策を行う区域は、大分市区域としますが、生活圏や経済活動の広域化等により広域的配慮を必要とするときは関係自治体の区域についても含めるものとします。

また、この基本計画に掲げる施策の範囲は、直接市が事業主体となる事業にとどまらず、必要に応じて、国、県、民間などが事業主体となる事業も含めるものとします。

第３章　基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項）

第１節　人口

（１）総人口

本市の総人口は、2015（平成 27）年国勢調査によると、478,146 人です。

1963（昭和 38）年からの動きを見ると、新産業都市建設の本格化した 1965（昭和 40）年以降、急速な人口増加をたどり、1965（昭和 40）年に対し 1970（昭和 45）年は 15.1%増、1970（昭和 45）年に対し 1975（昭和 50）年は 22.9%増と、九州県庁所在都市の中で最高の増加率を示し、1965（昭和 40）年から 1975（昭和 50）年までの 10 年で 93,820 人の増加でした。

その後、日本経済が安定成長となったことから新産業都市建設も安定期に入り、1975（昭和 50）年から 1985（昭和 60）年までの 10 年では 69,859 人の増加、1985（昭和 60）年から 1995（平成 7）年までの 10 年では 36,883 人の増加、直近の 10 年となる 2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年まででは 15,829 人の増加と、その数は漸減傾向にあります。

今後の人口について、2015（平成 27）年の国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が 2018（平成 30）年に公表した推計によると、

本市の人口は、2020（令和 2）年には 479,341 人、2025（令和 7）年には 476,205 人とされ、その後も緩やかに減少していくことが見込まれております。さらに、2045（令和 27）年の総人口は、434,166 人で、2015（平成 27）年と比べると約 44,000 人減少するとされる中、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は約 68,000 人減少する一方、老年人口（65 歳以上）は約 39,000 人増加し、老年人口割合も 24.7%から 36.1%へ 11.4 ポイント増加する見込みとなっています。

このような人口構造の変化により、生産年齢人口の減少による税収減、老年人口増加による社会保障関係費の増嵩が想定され、生産年齢世代の負担増大や本市財政状況のさらなる逼迫が懸念されますが、「大分市人口ビジョン」では、自然増と社会増の両面から人口減少問題に取り組むことにより、2060（令和 42）年の総人口を 45 万人程度とする将来展望を目指すなかで、基本計画の期間である 2024（令和 6）年度末の本市の人口は 477,900 人と想定します。

（２）世帯数

本市の世帯数は、2015（平成 27）年国勢調査によると、203,515 世帯であり、1963（昭和 38）年から増加を続けています。2015 年（平成 27）年以降においても、毎年 10 月 1 日における住民基本台帳に登録された世帯数は前年より増加しており、世帯数の増加傾向が続いています。

一方、1 世帯当たりの人員は、1965（昭和 40）年に 4.05 人であったものが、核家族化の進行、出生数の減少などにより 2015（平成 27）年には 2.35 人にまで減少しました。

（３）年齢構成

人口における年齢別の構成比を見ると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は急速に減少し、老年人口（65 歳以上）は急増しています。

2015（平成 27）年における総人口に対する老年人口の割合は 24.7%ですが、社人研の推計では、2045（令和 27）年に 36.1%へ 11.4 ポイント増加する見込みとなっており、高齢化率の急速な高まりが予想されています。

（４）出生数及び合計特殊出生率

本市の出生数は、大分県の人口推計（年報）による 2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年までの 10 年間の平均値は 4,500 人となっていましたが、それ以降は 4,500 人を切る状況が続いており、2018（平成 30）年は 4,000 人近くまで減っています。一方、厚生労働省の「人口動態統計」を基に本市が独自に集計し公表している合計特殊出生率は、2005（平成 17）年の 1.33 以降上昇傾向にあり、2016（平成 28）年は 1.62 となっています。

大分市人口ビジョンでは、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現に向けた取組を

さらに充実させることにより、希望する子どもの数を増やし、大幅な出生数の減少に歯止めをかけることで、2024（令和6）年度の合計特殊出生率を1.77と想定します。

（５）人口動態

大分県の人口推計（年報）によると、本市の自然動態は、2016（平成 28）年までは出生数が死亡数を上回っていたため、自然増となっていました。しかし、2017（平成 29）年に死亡数が出生数を上回り自然減に転じました。今後も、出生数の大幅な増加は見込めない一方で、老年人口の増加に伴い死亡数は増加していくことが予想されることから、死亡数が出生数を上回る自然減が続くと見込まれています。

また、社会動態を見ると、近年は、2014（平成 26）年を除き転入者が転出者を上回る社会増が続いていましたが、2018（平成 30）年には転出者が転入者を上回る社会減となりました。

なお、2017（平成 29）年には、自然減が社会増を上回ったことにより、本市で初めて人口減となりました。社会減となった2018（平成30）年にはさらに減少幅は拡大しており、本市もいよいよ人口減少の局面に入ったと考えられます。

（６）昼間人口等

周辺市町村との通勤・通学等による流入超過昼間人口は鈍化傾向にあり、2015（平成27）年では8,000人程度となっています。今後も、教育・文化・医療・交通などの拠点機能の集積、日常生活圏の拡大、広域的な連携と交流などから、昼間人口が夜間人口（常住人口）を上回る流入超過は続くと予想されます。

第２節　経済

（１）産業別総生産

大分県の「平成27年度大分の市町村民経済計算（平成30年版）」によると、本市の市内総生産は、2008（平成20）年のリーマンショックなどの影響を受け、2009（平成21）年に大きく減少したものの、その後回復傾向を見せています。2006（平成18）年に対して2015（平成27）年は、2.5%増加しました。この間、産業別にみると、第1次産業と第2次産業が減少するなか、第3次産業は増加しました。

産業構造に占める割合でも、第1次産業は0.4%から0.3%へと、第2次産業は34.4%から32.5%へといずれも低下したのに対し、第3次産業は65.0%から66.6%へと上昇しています。

また、2015（平成27）年度の本市の市内総生産は、県総生産の50.3%を占め、県全体をリードしています。

（２）就業者

第1次産業の就業者総数は、1965（昭和40）年以降減少し続けており、1965（昭

和 40）年から 2015（平成 27）年の間に、21,571 人から 4,007 人と約 5 分の 1 まで減少しました。全産業に占める割合も、1965（昭和 40）年の 21.2%から、1980（昭和 55）年には 4.5%、2015（平成 27）年には 1.9%にまで低下するなど、大幅な減少を示しています。

また、第 2 次産業の就業者総数についても、全産業に占める割合は 1975（昭和 50）年の 30.8%をピークに減少傾向にあり、2015（平成 27）年には 22.7%となっています。

これに対し、第 3 次産業の就業者総数は 1965（昭和 40）年から 2015（平成 27）年の間に約 2.9 倍の伸びを示し、全産業に占める割合も 1965（昭和 40）年の 54.7%から 2015（平成 27）年に 75.4%へと大幅に上昇しており、今後も産業別就業者数については、同様の傾向が続くと予想されます。

（３）市財政の概要

わが国の景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、先行きについては、通商問題の動向や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動によるリスクが懸念されています。

こうしたなか、国の財政状況は、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化について、目標であった 2020 年度までの達成が困難となったことから、2025 年度まで延期すると同時に、債務残高の対国内総生産比の安定的な引下げを目指すとしており、今後とも経済再生と財政健全化の両立に向け、極めて厳しい財政運営を強いられる状況となっています。

本市においても、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収は期待できず、歳出面では、少子高齢化の進展により扶助費をはじめとした社会保障関係費が年々増加するとともに、老朽化が進んでいる多くの公共施設の維持管理、更新経費への対応など多くの課題を抱えています。

2019（令和元）年 10 月に公表した「財政収支の中期見通し」では、このような影響を考慮するとともに、行政改革の効果額を見込み、一定の条件のもとで 2023（令和 5）年度までの見通しを試算しましたが、その結果は、改善傾向にあるものの、依然として収支不足が続く状況にあります。

このような楽観視できない財政状況のなかで、福祉や教育をはじめとする基礎自治体が果たすべき施策の着実な展開を図るとともに、産業力の強化などの地方創生に向けた取組を推進していくためには、行政改革に取り組み、今後とも国の税制改正等も注視しながら限られた財源を最大限に活用していかなければなりません。

第３節　土地利用

本市の土地利用は、新産業都市建設の進展に伴い、臨海工業地帯の造成や後背地の整備が進み、また、都心に隣接した丘陵地や幹線道路に沿った郊外部においても大規模な開発行為が行われ、多彩な変貌を遂げてきました。

しかしながら、近年では、このような郊外部への市街地拡大により中心市街地での低・未利用地の増加も見られるようになりました。

2017（平成29）年現在の土地利用の状況は、農用地8.1%、森林48.6%、水面・河川・水路5.1%、道路5.6%、住宅・商業・工業用地14.7%、その他17.9%となっており、都市的土地利用への転換は進んでいるものの、自然的土地利用の比率が高く、豊かな自然環境に恵まれているといえます。

今後の土地利用に当たっては、少子高齢化による人口構造の急激な変化に対応するため、既成市街地の効率的・有効的な土地利用を促進し、無秩序な市街地の拡大を抑制することで、中心市街地や地区拠点の活性化を図ることが必要となります。

また、良好な景観は、現在及び将来における市民の資産であり、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、これらが調和した土地利用を図ることが求められています。

第４章　まちづくりに関する市民の意識

2018(平成30)年11月から12月にかけて実施した大分市民意識調査の結果によると、「大分市総合計画」に掲げる19の具体的な政策のうち、特に力を入れて取り組んでもらいたい政策としては、「社会福祉の充実」「安全・安心な暮らしの確保」「健康の増進と医療体制の充実」などが上位になっています。

また、42の施策のうち重要度の高い施策は、「子ども・子育て支援の充実」「消防・救急体制の充実」「防災・危機管理体制の確立」「地域医療体制の充実」「高齢者福祉の充実」など、福祉や医療、安全・安心などの生活に密着した施策となっています。

一方、満足度が低い施策は、「交通体系の確立」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」「林業の振興」などとなっています。

これからのまちづくりを進めるに当たっては、時勢や市民のニーズを的確に把握し、市民の視点に立った各施策の展開を進める必要があります。

特に力を入れて取り組んで欲しい政策について（市民意識調査の結果から抜粋）

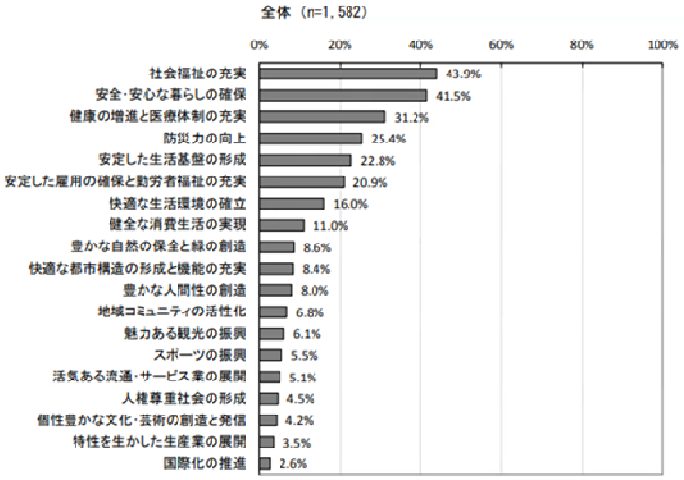

※複数回答（3つまで）のため、合計は 100 にならない。

重要度が高い施策（昇順）

順位	施策	重要度数	満足度(順位)
1	子ども・子育て支援の充実	4.54	2.95（28）
2	消防・救急体制の充実	4.50	3.23（2）
3	防災・危機管理体制の確立	4.50	2.92（33）
4	地域医療体制の充実	4.47	3.16（4）
5	高齢者福祉の充実	4.42	2.97（22）
6	社会保障制度の充実	4.41	2.89（38）
7	生きる力をはぐくむ学校教育の充実	4.41	3.00（14）
8	治山・治水対策の充実	4.40	2.92（31）
9	子どもたちの学びを支える教育環境の充実	4.40	2.94（29）
10	水道の整備	4.39	3.36（1）
⋮	⋮	⋮	⋮

※順位は、全 42 施策のうちの順位

満足度が低い施策（降順）

順位	施策	満足度数	重要度(順位)
42	交通体系の確立	2.61	4.27（16）
41	安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	2.75	4.38（11）
40	林業の振興	2.86	3.91（31）
39	計画的な市街地の形成	2.87	4.20（20）
38	社会保障制度の充実	2.89	4.41（6）
37	地球環境問題への取組	2.90	4.17（21）
36	農業の振興	2.90	4.11（24）
35	商業・サービス業の振興	2.91	3.94（30）
34	男女共同参画社会の実現	2.92	3.90（33）
33	防災・危機管理体制の充実	2.92	4.50（3）
⋮	⋮	⋮	⋮

※順位は、全 42 施策のうちの順位

第５章　基本的な政策の体系

基本構想に掲げた６つの基本的な政策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な政策とその実施のための施策を展開します。

１　健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり（市民福祉の向上）

社会福祉の充実

- 地域福祉の推進
- 子ども・子育て支援の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障がい者（児）福祉の充実
- 社会保障制度の充実

健康の増進と医療体制の充実

- 健康づくりの推進
- 地域医療体制の充実

人権尊重社会の形成

- 人権教育・啓発及び同和対策の推進
- 男女共同参画社会の実現

地域コミュニティの活性化

健全な消費生活の実現

２　豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり

（教育・文化の振興）

豊かな人間性の創造

- 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
- 社会教育の推進と生涯学習の振興

個性豊かな文化・芸術の創造と発信

スポーツの振興

国際化の推進

３　安全・安心を身近に実感できるまちづくり（防災安全の確保）

防災力の向上

- 防災・危機管理体制の確立
- 治山・治水対策の充実

安全・安心な暮らしの確保

- 消防・救急体制の充実
- 交通安全対策の推進
- 犯罪のないまちづくりの推進

４　にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり（産業の振興）

特性を生かした生産業の展開

- ■ 工業の振興
- ■ 農業の振興
- ■ 林業の振興
- ■ 水産業の振興

活気ある流通・サービス業の展開

- ■ 商業・サービス業の振興
- ■ 流通拠点の充実

安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

魅力ある観光の振興

５　将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり（都市基盤の形成）

快適な都市構造の形成と機能の充実

- ■ 計画的な市街地の形成
- ■ 交通体系の確立
- ■ 地域情報化の推進

安定した生活基盤の形成

- ■ 水道の整備
- ■ 下水道の整備
- ■ 安全で快適な住宅の整備
- ■ 公園・緑地の保全と活用

６　自然と共生する潤い豊かなまちづくり（環境の保全）

豊かな自然の保全と緑の創造

快適な生活環境の確立

- 廃棄物の適正処理
- 清潔で安全な生活環境の確立
- 公害の未然防止と環境保全
- 地球環境問題への取組

第６章　計画推進の基本姿勢

○　市民主体のまちづくり

少子高齢化と人口減少が進展する地域社会の持続性を高めていくために、市民自らが描いた地域の将来像である地域まちづくりビジョンをふまえ、市民一人ひとり、地域コミュニティ、行政が一体となって、地域の活力と魅力を最大限に引き出す市民主体のまちづくりを進めていきます。

○　個性を生かした自立したまちづくり

地方分権改革の進展に伴って、これまで以上に主体性を発揮するまちづくりが地方自治体には求められています。そのため、各地域の実情に応じてその特性を生かすことにより、大分市全域として個性的で活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進していきます。

○　新たな時代の市民ニーズに対応した多様な連携

住民の生活様式が多様化し、行動領域も拡大するなか、さまざまな課題や市民ニーズに的確に対応するため、県や大分都市広域圏を形成する６市１町をはじめとする自治体、企業、大学等の多様な団体と連携を図るとともに、相互の特徴を生かしてそれぞれの資源を有効に活用し、これまで以上に充実した行政サービスを効率的・効果的に提供していきます。

○　行政改革の推進・計画的な財政運営

基礎自治体として、絶えず変化する社会経済情勢に柔軟に対応し、市民福祉の向上を目指すためには、将来を見据え、自主的な行政運営を可能とする安定した行財政基盤を築く必要があります。

今後も、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するため、これまでの行政改革の基本姿勢を堅持するとともに、引き続き計画的な財政運営に努めることにより、大分市の成長を支える「未来」への投資が実現できるよう、将来を見据えた健全な行財政運営を推進していきます。

○　計画に基づく政策・施策の推進

さまざまな課題や市民ニーズの的確な把握に努めながら、この基本計画に掲げられた諸施策や、関連する各種計画を着実に推進します。

また、総合計画の進行管理を的確に行い、効果のある事業を選択し、集中的に投資をしていくことにより成果の向上を目指すとともに、その成果や進ちょく状況を市民に分かりやすく説明していきます。

○　地方創生の推進

わが国の人口は、2008（平成 20）年をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、2029（令和 11）年には 1 億 2,000 万人を割り込み、2053（令和 35）年には 1 億人を下回ると推計されています。

本市においても、今後人口減少社会に適応し、本市が活力を失わず、市民が真に豊かさを実感できる、自律的で持続可能なまちづくりを推進するため、「大分市総合戦略」を策定し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」が活力を持続することができるよう、幅広い分野で実効性のある対策に取り組んでいきます。

ページ調整のための空白のページです

第１部

健やかでいきいきと暮らせる
あたたかさあふれるまちづくり

（市民福祉の向上）

第１章　社会福祉の充実

第１節　地域福祉の推進

【動向と課題】

わが国においては、急速に進展する少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化しているなか、地域のつながりが希薄になるとともに、個々の価値観は多様化し、地域における相互扶助機能が低下しています。また、生活困窮者の増加や子どもの貧困問題、地域福祉の担い手不足などの新たな課題も表面化しています。

一方で、生活の質や心の豊かさを重視する市民意識はますます高まり、地域における福祉サービスに対するニーズは複雑かつ多様化しており、このような社会構造の変化や市民意識に対応した地域福祉施策が求められています。

こうしたなか、国において社会福祉法が改正され、地域福祉の新たな概念として、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを創り、高め合うことができる「(※)地域共生社会の実現」が提唱されるとともに、その実現を目指すこととしています。

本市においては、地域共生社会の実現に向けた取組の推進と、複雑化・多様化する地域課題への対応のため、福祉・医療・保健・防災・教育・まちづくりなどあらゆる分野との連携を図ることが重要となります。特に、地域福祉の推進に欠かせない(※)民生委員・児童委員への支援や(※)大分市社会福祉協議会との連携をこれまで以上に強化し、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを推進することで、だれもが安心して暮らすことができる社会の構築を目指す必要があります。

【基本方針】

市民一人ひとりが、障がいの有無や年齢等にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で個性を生かし、お互いが支え合い、助け合うことにより、安心してともに生活を送ることのできる、みんなが主役の地域社会づくりを進めます。

【主な取組】

地域で支え合う体制づくり

＊社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等と連携を図りながら、地域のコミュニティ活動を活性化し、住民主体の地域福祉活動を促進します。

＊日々の暮らしにおける支え合い活動の促進や、仲間づくりのための交流の場づくりを通じて、地域住民同士が地域の状況や課題を共有し、解決を試みることのできる体制の構築を支援します。

地域福祉の担い手づくり

＊ボランティアなど地域で活動する人を支援し、研修・指導体制を整備するとともに、活動の活性化を図ります。

＊地域福祉を推進するリーダーや、専門的かつ高度な知識・技術を有する人材の育成・確保に努めます。

＊あらゆる場面をとらえて福祉教育を推進し、市民の福祉活動への理解を深め、お互いが支え合い、助け合う心の醸成に努めます。

地域福祉推進体制の整備

＊民生委員・児童委員が地域で円滑かつ効果的に活動ができるよう支援します。

＊地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の強化を図ります。

＊高齢者、障がい者、子どもなどの各種施策の調整、連携強化のため、庁内の体制整備を行います。

＊保健・医療・福祉の各分野に従事する職員など、地域福祉の推進に必要な人材の確保に努めます。

※関連計画

『第 4 期大分市地域福祉計画・第 5 次地域福祉計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
（※）福祉協力員を配置している校（地）区社会福祉協議会の数	6 校区	20 校区

＜用語解説＞

※地域共生社会の実現

2016（平成 28）年 6 月に政府で閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいて提唱されたもの。

※民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された委員。地域の「見守り役」「身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」として、地域住民の方々が安心して暮らしていくためにさまざまな活動に取り組んでいる。

※大分市社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人のこと。

※福祉協力員

おおむね自治会ごとを活動範囲とし、自治会長や民生委員・児童委員などと協力しながら、地域における福祉活動を支援する役割を担う人。地域によっては福祉委員や福祉推進委員などの名称で活動をしている。

第２節　子ども・子育て支援の充実

【動向と課題】

わが国における急速な少子化の進行や人口減少社会の到来は、生産年齢人口の減少や現役世代の負担増、地域社会の活力の低下等、多くの分野に影響を与えており、深刻な社会問題となっています。

また、都市化や核家族化の進行により、子育て家庭が孤立しがちになるなど、社会のさまざまな面において子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

2017（平成 29）年の本市の(※)合計特殊出生率は 1.58 で、若干の増減を繰り返しながら上昇傾向にあるものの、(※)人口置換水準とされる 2.06 には及ばず、出生数は大幅に減少しており、急速な少子化の進行が予想されます。

一方、女性の社会進出や就労形態の多様化などにより共働き家庭が増加し、保育需要は 3 歳未満の子どもを中心として一層高まっています。また、子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育と保育の提供が求められています。

このようななか、希望する人が安心して結婚・妊娠・出産・育児ができるよう、相談・支援体制を充実させるとともに、大分の未来を担う子どもたちが人格と個性を尊重され、健やかにいきいきと育つよう、行政・地域・その他の関係団体等が一体となって子育て支援体制の構築を図りながら、社会環境の整備を進める必要があります。

【基本方針】

市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会の実現を図るため、ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組みます。

また、良質で適切な教育・保育・子育て支援の総合的な提供を図るとともに、保護者自身の親としての成長を支援します。さらに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えることで、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。

【主な取組】

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実

＊男女の出会いの場の創出を支援します。

＊母子保健、子育て支援の連携強化を推進し、健診・相談・指導体制や情報提供、学習機会の充実を図り、親育ちのための支援を進めます。

＊健診や治療に係る費用の助成など、経済的支援の充実に努めます。

乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

＊乳幼児の健やかな心身の発育・発達を促すため、健診・相談・指導体制の充実を図

るとともに、食育の推進や小児救急医療体制の充実を図ります。

乳幼児期における教育・保育の提供

✻保育需要に応じた保育所等の定員を確保するとともに、地域のさまざまな子育て支援事業の充実を進めます。

✻乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びを通しての教育・保育の充実を図りながら、生きる力の基礎をはぐくみます。

✻配慮を必要とする乳幼児の教育・保育の充実に努めます。

子どもと家庭へのきめ細かな支援

✻障がいのある子どもへの相談支援体制を整備するほか、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を推進します。

✻児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、相談体制や関係機関等との連携を充実・強化します。

✻子どもの貧困対策に向けた総合的な支援に取り組みます

子どもと子育てを支える社会づくり

✻いろいろな世代からの参画を促し、地域住民との連携を図りながら、子育て家庭が身近な地域において、安心して子育てと親育ちのできる環境づくりに努めます。

✻放課後、児童が身近な地域で安全・安心に過ごせるよう、児童育成クラブの整備・充実及び民間放課後児童クラブの活用等に努めます。

✻健やかな子どもの育成を図るため、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

仕事と子育ての両立支援

✻ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成を図るため、広報・啓発活動を行うとともに、男性の育児参加の促進に向けた取組を進めます。

※関連計画

『すくすく大分っ子プラン』『大分市幼児教育・保育振興計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値 （2024 年度見込）
保育施設利用待機児童数	25 人 （2019 年 4 月現在）	0 人
大分市子育て支援サイト「naana」アクセス数	467,022 件 （2018 年度末現在）	500,000 件
（※）放課後児童クラブを利用できなかった児童	5 人 （2019 年 4 月現在）	0 人
3 歳児健診でのむし歯保有率	15.8%	10.0%以下

＜用語解説＞

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

※人口置換水準

現在の人口を維持できる合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当）の目安。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2019）」によると、2017（平成29）年現在では2.06となっている。

※放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を提供する施設。本市では、保護者、自治会、PTA 等により組織された運営委員会が運営している放課後児童クラブを児童育成クラブ、その他の法人が運営する放課後児童クラブを民間放課後児童クラブと呼んでいる。

第３節　高齢者福祉の充実

【動向と課題】

わが国の高齢化率は 25%を超えており、本市においても高齢化率は 26.4%（2018（平成30）年 11 月末現在）、団塊の世代が 75 歳に達する 2025（令和 7）年には、本市の高齢化率が 29%を超え、認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯も増加することが予想されます。

そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される「(※)地域包括ケアシステム」の構築を着実に進め、認知症などになっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制整備が必要となります。

また、高齢者の有する知識や能力を活用することにより、生きがいづくりや地域の活性化につなげる施策を推進していく必要があります。

【基本方針】

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築、推進に努めます。

【主な取組】

高齢者の福祉と保健を支える社会的基礎の確立

＊高齢者に対する学習機会の提供や充実に努め、高齢者の社会参加活動を支援し、生きがいづくりを促進します。

＊幼児期から福祉への理解と関心を高めるための福祉教育と高齢者にやさしいまちづくりが、より一層推進されるよう努めます。

＊高齢者やその家族の総合相談窓口である(※)地域包括支援センターの充実を図ります。

地域生活支援体制の整備

＊ひとり暮らし高齢者等の事故の未然防止と孤独感の解消に向けた取組を充実します。

＊高齢者に配慮した居住環境整備を行い、在宅サービスなどの生活支援を充実します。

＊大分市社会福祉協議会の活動基盤強化を支援します。

高齢者が生きがいを持って元気に暮らすための支援

＊高齢者が気軽に外出できる環境をつくり、ボランティア、レクリエーション、就労、趣味等を通じて積極的な社会参加や生きがいづくりを促進します。

介護予防・重度化防止の推進

＊高齢者をはじめ、市民一人ひとりに健康づくりへの意識の高揚を図るとともに、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図りながら、地域の自主的な介護予防の活動が実践されるよう支援することにより、(※)健康寿命の延伸に努めます。

＊要介護（支援）者となっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、在宅医療・介護の関係機関の連携や地域ケア会議で(※)ケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者の自立支援・重度化防止を推進します。

認知症高齢者支援対策の推進

＊認知症高齢者の生きがいある生活の実現に向け、保健・医療・福祉等の専門的視点から取組や適切なサービスの提供を行います。

＊民生委員・児童委員や老人クラブなど、地域における各種関係団体と連携しながら、認知症高齢者やその家族への支援と権利擁護のための体制を構築します。

＊認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」や小・中・高生の「認知症キッズサポーター」の養成に取り組みます。また、サポーター養成講座の講師である「認知症キャラバン・メイト」の養成に努めます。

介護サービス基盤の整備

＊要介護高齢者の需要に応じた介護施設の整備に努めます。

＊一人暮らしに不安を感じている高齢者や居宅での生活が困難な高齢者が利用できる施設の整備を促進します。

介護保険事業の円滑な推進

＊被保険者や介護サービス事業者への施策を充実します。

＊適切なサービス提供がなされるよう介護給付の適正化に努めるなど、介護保険財政の健全性を確保しながら、介護保険事業の推進を図ります。

※関連計画

『大分市高齢者福祉計画及び第７期大分市介護保険事業計画（おおいた市地域包括ケアシステム推進プラン）』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
認知症サポーター養成講座受講者数（累積）	41,025 人	65,000 人
地域ふれあいサロン利用登録者数	11,953 人	14,300 人
短期集中予防サービス（パワーアップ教室）利用者数	690 人	830 人

＜用語解説＞

※地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

※地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、公正で中立な立場で、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供を行うことを目的とした機関。また、保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケア」の推進を図っている。

※健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命は、「国民生活基礎調査」のデータをもとに国が都道府県単位で算出する。

※ケアマネジメント

高齢者の介護予防・重度化予防を支援するため、適切なサービスが利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整を行うこと。

第４節　障がい者（児）福祉の充実

【動向と課題】

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進展、それに伴う親亡き後の問題が顕在化するなど、障がいのある人を取り巻く社会状況・環境等が大きく変化しており、その対応が大きな課題となっております。

このようななか、国においては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講じるとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図ることを基本的な考え方としており、本市においても、障がいのある人が、住み慣れた地域で、安心して暮らせるための施策を推進しているところです。

今後も、障がいのある人や家族のニーズを的確にとらえ、障がいのある人が地域社会に積極的に参加し、生きがいのある日々を過ごせるよう、生涯を通じて切れ目のない、きめ細かなサービスをさらに充実させていく必要があります。

【基本方針】

(※)ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かち合うとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる社会の構築を目指し、個々の障がいに応じた適切な施策を推進します。

【主な取組】

広報・啓発の推進

✻市報・ホームページ・人権講演会等を通じて、障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるための広報・啓発と、障がい者施策や障がいのある人が利用できる制度についての周知を図ります。

✻障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、公民館における講座等の充実に努めます。

保健・医療体制の充実

✻健康診査体制を充実し、発達障がいをはじめとする障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、関係機関相互の連携を図り、巡回療育相談、発達相談や保健指導事業などを充実させ、障がいのある子どもとその家族への支援体制の充実に努めます。

✻障がいのある人の保健・医療・リハビリテーションの充実と難病患者の支援体制の充実に努めます。

✻療育等相談や保健指導事業の充実を図るため、研修などにより関係職員の資質の向

上に努めます。

相談支援体制の充実

✻障がいのある方やその保護者などからのさまざまな相談に対する支援体制の充実を図り、必要な情報提供、支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等に努めます。

教育の充実

✻学校における教育活動全体において、障がいのある子ども一人ひとりの実情に即した教育が進められるよう、学校施設・教材の充実を含め、(※)特別支援教育の推進に係る校内支援体制の充実に努めます。

✻学校において、社会福祉についての理解を深める指導を行い児童生徒の「福祉の心」をはぐくむとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための交流及び共同学習の充実に努めます。

✻医療、福祉、保健等の関係機関との連携のもと、障がいのある子どもやその保護者のニーズに対応する早期からの相談支援体制の充実に努めます。

雇用・就労の促進

✻公的施設等での就労の場の確保に配慮しながら、雇用機関との連携を強化し、福祉サイドからの就労支援の強化を図るなど、障がいのある人の職業的自立と雇用の促進に努めます。

✻障がい者の雇用につながるよう、企業のニーズを把握しながら、幅広い職種への対応ができるよう(※)就労移行支援事業所による訓練を促進します。

地域生活への移行の促進

✻障がいのある人の入所施設等から地域生活への移行の促進を図るとともに、障がいのある人の年齢や障がいの種別、程度に応じたさまざまなニーズへのきめ細やかなサービスの提供に努めます。

✻障がいのある人が地域において安全で安心し、かつ、自立した生活を続けられるよう、地域全体で支える体制づくりを推進し、相談体制や障がい福祉サービスの充実を図ります。

✻公共施設や道路等における段差の解消など、障がいのある人が安全で快適に移動することができるよう総合的な交通対策を推進するとともに、障がいのある人が利用しやすいホームページづくり及びバリアフリーマップの充実など、施設・情報のバリアフリー化を促進します。

✻災害発生時の避難等に特に支援を要する障がいのある人の防災対策等を推進します。

社会参加の促進

＊障がいのある人の積極的なイベント参加を図り、より多くの市民との交流に努めます。
＊障がいのある人の外出時における支援や、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の合理的な配慮を行うとともに、手話通訳者の人材育成に努めます。
＊障がい者の衣服に関する支援を行い、障がい者の社会参加につなげることに努めます。
＊障がいのある人の社会参加や地域での交流を促進し、ゆとりや潤いのある生きがいを持った生活を実現し、個々の能力や趣味に合わせた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めます。
＊姉妹・友好都市及び(※)共生社会ホストタウンとの交流やスポーツ大会等を通じて、共生社会の実現に努めます。

※関連計画

『第3期大分市障害者計画』『第5期大分市障害福祉計画』『大分市バリアフリー基本構想』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値 （2024 年度見込）
就労支援サービス利用者数	2,122 人 （2018 年度見込）	2,600 人
上記福祉サービス利用から一般就労への移行者数	72 人 （2017 年度実績）	100 人
(※)共同生活援助（グループホーム）の利用者数	497 人 （2017 年度実績）	600 人
手話通訳者を配置（巡回を含む）している市有施設数	4 箇所 （2017年度末現在）	9 箇所
(※)大分市障がい者相談支援センター相談者数	20,080 人 （2018 年度見込）	21,800 人

※ 就労支援サービス利用者数は就労移行支援・(※)就労継続支援（A 型）・(※)就労継続支援（B 型）の利用者数の合計値。

＜用語解説＞

※ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会こそ「ノ―マル」であるという考え方。

※特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※就労移行支援事業所

障がいがあり、一般的就労を希望する人に対して、働くために必要な知識や能力を身につける職業訓練や実習、また、就職後には職場定着支援を行うための障がい福祉サービスを提供する事業所。

※共生社会ホストタウン

パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現のための、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取組を実施。

※共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う支援。

※大分市障がい者相談支援センター

障がいのある方やその保護者などからさまざまな相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介の連絡調整等を行う。

※就労継続支援（A 型）

一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援。

※就労継続支援（B 型）

一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援。

第５節　社会保障制度の充実

【動向と課題】

国は、国民が一生を通じて安心して生活を営めるよう、突然の病気や事故、老齢などによる経済的不安の解消を図るため、各種社会保障制度を整備しています。

しかしながら、わが国では、2025(令和 7)年にいわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となるとともに、少子化による若年・現役世代の減少とあわせて総人口も減少し、人口構成の変化が著しくなることから、社会保障の基盤となる給付と負担の世代間不均衡が高まると考えられています。また、家族形態の変化により単身世帯と夫婦のみ世帯が増加傾向にあり、そのなかでも高齢化の進行に伴う高齢者世帯の割合が増えていることから、家族の支え合い機能に影響を及ぼしていると考えられています。さらには、非正規労働者の雇用対策や雇用年齢の引き上げなど働き方の変化による社会保障制度の充実も求められています。

このようななか、国は、社会構造の変化に的確に対応することで持続可能な社会保障制度の確立を図り、すべての世代が年齢でなく負担能力に応じて負担し支え合う「全世代型の社会保障」を目指すとしており、高齢化・人口減少を踏まえた、総合的かつ重点的な政策を取りまとめ、制度改革も含め実行に移しています。

なかでも、国民健康保険については、1 人当たりの医療費が全国的に毎年増加しており、効率的な医療保険事業の実施による財政の健全化が求められていたことから、2018(平成 30)年度から国民健康保険制度の財政運営の責任主体が都道府県に替わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。本市としても、県と連携し制度の安定化を図るとともに、(※)特定健康診査の推進などにより国保財政の健全化に取り組むこととしています。

後期高齢者医療制度については、75 歳以上の高齢者などが加入する保険であり、県内のすべての市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっていますが、給付費の 9 割が公費または現役世代からの支援金であることや、年齢が高まると医療費が高くなる傾向があることから制度の充実が求められています。

また、公的年金制度は、現役世代の保険料負担により高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養の仕組みにより運営されており、国民の約 3 割が受給し、老後生活の柱としての役割を担っています。今後さらなる高齢化の進行により、持続可能で安定的な公的年金制度の確立が求められているところです。

また、本市の生活保護世帯数は、近年はほぼ横ばいで推移していますが、法の適正実施はもとより、最後の(※)セーフティネットとして、心の通った生活保護を推進していくために、要保護者の実情に即したよりきめ細かな対応が求められています。

さらに、(※)生活困窮者へ適切な支援を行うとともに、自立した生活が行えるようサポート体制の充実が必要となります。

【基本方針】

国民健康保険制度・高齢者医療制度・国民年金制度の周知と健全な運営に努めるとともに、市民が安心して生活を送れるようにそれぞれの制度が、将来にわたり改善・充実されるよう、国や県に働き掛けていきます。

また、生活困窮者の生活の安定と自立を支援するため、生活相談や生活指導などの充実に努めます。

【主な取組】

国民健康保険制度の充実

＊(※)国保データベース（KDB）システム等を活用し、疾病予防・健康づくりなどに重点を置いた、医療費適正化を進めます。

＊滞納者対策を行いながら、収納率の向上と負担の公平性の確保に努めます。

＊国民健康保険制度の安定的な運営の持続に向け、改善・充実を国や県へ要請します。

＊制度の仕組みや現状等について市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

高齢者医療制度の推進

＊運営主体である後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な制度の運営に努めます。

＊制度内容について必要に応じて国や県へ制度改善を要請します。

国民年金制度の推進

＊国民年金制度の周知を図り、未納・未加入による無年金者の防止に努めます。

＊持続可能で安心できる年金制度の構築を図るよう国へ要請します。

生活困窮者への支援

＊被保護者個々の実態を踏まえ、必要な相談・助言・指導を行い、生活保護実施体制をより充実します。

＊生活保護の適正運用に努め、嘱託医、民生委員・児童委員、職業安定所などとの連携を密にし、就労支援など自立の推進に努めます。

＊生活困窮者自立支援制度における支援体制の充実を図ります。

※関連計画

『大分市国民健康保険事業財政健全化計画』『大分市保健事業実施計画（データヘルス計画）』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値 （2024 年度見込）
国民健康保険加入者の特定健康診査受診率	37.4% （2017 年度実績）	60.0%
国民健康保険加入者の後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用率	63.9% （2017 年度実績）	80.0%
生活保護受給者就労支援事業により 3 カ月以上の就労自立期間のあった人の数	131 人 （2015～2017 年度累計 384 人）	500 人 （2020～2024 年度の累積）

＜用語解説＞

※特定健康診査

2008（平成20）年4月より始まった、生活習慣病予防のための健診。40歳から74歳までが対象で、腹囲の測定及び BMI の算出を行い基準値以上の人はさらに血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無から危険度により階層化され、リスクに応じた保健指導を受けることになる。被保険者の健康保持と疾病予防、重度化予防を図る。

※セーフティネット

低所得者に対する救済制度のこと。雇用保険制度などの社会保障は「第1のセーフティネット」、生活困窮者自立支援制度は「第2のセーフティネット」、生活保護制度は「第3のセーフティネット」と呼ばれている。

※生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

※国保データベース（KDB）システム

国民健康保険団体連合会が業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的としたシステム。

第２章　健康の増進と医療体制の充実

第１節　健康づくりの推進

【動向と課題】

急速な高齢化の進展や生活環境の変化により、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の(※)生活習慣病やうつ病等の罹患者が増加しており、2016（平成 28）年の本市における三大生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患）により死亡した人は、全国並びに県の状況と同様に全体の約 5 割を占めています。

また、2025（令和 7）年には本市の後期高齢者が 2018（平成 30）年の 1.3 倍に増加すると予測されており、寝たきりや認知症を防ぐためには、若い頃から生活習慣病予防に取り組むことが必要です。

その一方で、健康な生活を求める市民意識は高まりを見せており、ライフステージ（人生の各世代）に応じて、楽しみながら健康づくりに取り組めるシステムづくりが求められています。

このような健康への市民ニーズに対応するため、市民により身近で、地域の実情にあった一貫した保健サービスの確立と提供がより必要とされています。

本市では大分市健康づくり推進条例に基づき、健康を自らの問題として主体的に取り組めるよう、市民一人ひとりが健康への意識を高めるとともに、運動や食生活をはじめとする生活習慣の改善を図る「(※)一次予防」に重点を置いた対策を推進しています。

健康づくりの推進は個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民一人ひとりの主体的な取組を地域社会全体で支援する必要があることから、地域の健康づくりを担う人材を育成するとともに、保健、医療、福祉、教育及び労働等関係団体が相互に連携を図りながら、協働して健康づくりの推進に取り組む必要があります。

【基本方針】

すべての市民が、健康で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育及び労働等との連携を深めながら一貫した保健サービスを総合的に展開するとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、市民の身近な地域での健康づくりを推進します。

【主な取組】

(※)健康寿命の延伸に向けた支援

＊保健、医療、福祉、教育及び労働等関係団体と相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組み、健康寿命の延伸に向け市民一人ひとりが自らの問題であることを自覚し、主体的に健康づくりに取り組める施策を展開します。

健康づくり活動への支援

✻関係機関や団体との連携強化を図りながら、運動習慣の定着や(※)食育の推進等に取り組むことで、生涯を通じた健康づくりを支援します。

✻生活習慣病予防対策の推進のため、特に働く世代に対しては全国健康保険協会（協会けんぽ）や医療機関等の関係団体と連携し、健康づくりを支援します。

地域に密着した活動の強化

✻市民の生活習慣の実態と健康に関するニーズを把握し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康について総合的に相談できる窓口の充実を図ります。

✻地域で開催される高齢者や子育てのサロン、各種団体への健康教育を通して健康づくりを支援します。

✻(※)健康推進員や(※)食生活改善推進員、(※)健康づくり運動指導者など地域組織のリーダーとの協働による健康づくりを進めます。

✻地域や職場等の社会全体として健康づくりを支援していくための社会環境の整備を進めます。

健康診査体制の充実

✻健康診査の受診機会の拡充を図ります。

✻健康診査項目の充実と検査体制の強化を図ります。

✻生活習慣の改善が必要な人への保健指導を充実し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。

心の健康づくり

✻精神保健福祉に関する知識の普及・啓発に取り組むとともに、相談事業等を通し、心の健康の保持増進を図ります。

✻関係機関や団体との連携を図りながら、自殺予防のための心の健康づくりの取組を推進します。

感染症予防のための啓発・情報提供

✻結核やエイズなど感染症に対する正しい知識の普及を図り、検査体制や相談体制の充実に努めます。

✻感染症情報の収集と提供を行い、発生予防や拡大防止の啓発と予防接種の接種率の向上に努めます。

※関連計画

『第 2 期いきいき健康大分市民 21』『第 3 期大分市食育推進計画』
『大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
食生活改善推進員養成講座修了者数（累積）	575 人	681 人
大分市健康推進員配置自治区数	652 自治区	全自治区
健康づくり運動指導者認定者数（累積）	926 人	1,137 人
MR（麻しん・風しん混合）ワクチンの 1 期（生後 12～24 月）・2 期（小学校就学前 1 年間）の各接種率	1 期　99.9% 2 期　94.8%	1 期、2 期の接種率 95.0％以上の達成・維持

＜用語解説＞

※生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群（糖尿病・脳卒中・心臓病・高血圧症・脂質異常症・肥満症など）。

※一次予防

適切な生活習慣を定着させることにより、健康を増進し発病を予防することに重点を置いたもの。従来の疾病対策は早期発見・早期治療に重点を置いた「二次予防」であった。

※健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命は、「国民生活基礎調査」のデータをもとに国が都道府県単位で算出する。

※食育

生きる上での基本であって、教育の 3 本柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置

付けられるとともに、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。(2005（平成 17）年 7 月「食育基本法」施行)

※健康推進員

市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民。地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取組や、健康づくりに関する知識の普及啓発活動、地域と行政のパイプ役等の役割を担う。1 自治区に 1 人（任期 2 年間)。

※食生活改善推進員

保健所で開催する養成講座を修了した後、地域での普及啓発活動を行い食生活の改善や食育活動を支援するとともに、保健所が行う各種事業に協力し、地域での食を通じた健康づくりを行うボランティア（愛称　ヘルスメイト)。

※健康づくり運動指導者

市民健康づくり運動指導者養成講座を受講し、地域で「健康づくり運動教室」やボランティア活動で運動指導を行う。

第２節　地域医療体制の充実

【動向と課題】

本市の医療機関の状況について、全国中核市の平均と比較すると、病院数では上回り、一般診療所と歯科診療所の数では多少下回るものの、一定レベルの医療体制が確保されているといえます。

しかしながら、今日では、こころの病を持つ人やがんや高血圧症など生活習慣病の罹患者が増加傾向にあるとともに、2025（令和 7）年には、団塊の世代が 75 歳に達する後期高齢者となり、その数が 2015（平成 27）年の 1.5 倍になることが予想され、医療と介護を必要とする人の増加が見込まれています。

このようなことから、市民の“こころ”と“からだ”の健康を支えるため、病院と診療所の連携を強化するとともに、在宅における医療と介護の連携が取れるよう地域包括ケアシステムを推進することで、いつでも、どこでも安心して医療サービスが受けられる地域医療体制を築いていく必要があります。

また、高齢化・核家族化・ひとり暮らし高齢者の増加等を背景に、急病や事故による救急車の出場回数や、休日・夜間の救急医療利用者数が増加するなど、救急医療体制への市民ニーズが高まっていることから、医療従事者の負担は増加しています。

さらに、近年では地震や台風などの自然災害時における健康危機とともに、(※)新型インフルエンザなどの感染症、ノロウィルスによる食中毒など、市民の健康を脅かすさまざまな健康危機が発生しており、健康危機管理体制の強化と迅速な対応が求められています。

【基本方針】

市民一人ひとりが適した医療を受け、その生命や健康を守ることができるよう安心で安定した地域医療体制の確立を目指します。

【主な取組】

地域医療体制の整備

＊適時適切な情報共有に有効な情報通信技術（ICT）を活用し、(※)地域医療情報ネットワークの構築に向けた取組を推進することで、多職種間の人的ネットワークの強化による切れ目のないより良い医療サービスの提供や、地域医療体制の総合的な整備を推進します。

＊市民一人ひとりに適した医療を提供できるよう、(※)かかりつけ医を持つことを市民に周知啓発します。

在宅医療体制の整備

＊できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられるよう(※)地域包括ケアシステムを構築するために関係機関と連携を図り、入退院支援

や看護職員の連携強化など在宅医療の体制整備を推進します。

救急医療体制の充実

＊(※)初期救急医療体制の一環として実施している休日・夜間当番医制を、関係機関の協力のもと充実を図ります。

＊市内の医療機関による(※)第二次救急医療体制及び(※)第三次救急医療体制の充実を図ります。

＊関係機関の協力のもと、(※)小児救急医療体制の確保を図ります。

＊救急時、市民が適切な医療を受けられるよう、関係機関・団体と連携しながら救急医療情報を整備するとともに、適正な受診を促すための啓発に努めます。

災害時医療救護体制の拡充

＊災害時医療救護体制について、県・近隣市町村・関係機関との相互連携を強化し、必要な人員や医薬品などの確保に努め、迅速に対応できる体制へと拡充します。

健康危機管理体制の強化

＊市民の健康を脅かすさまざまな健康危機に対し、平常時から県や警察、消防、医師会などの関係機関と緊密な連携・協力体制を確立することにより、迅速かつ適切な対応が取れる健康危機管理体制の強化を図ります。

感染症のまん延防止対策の充実

＊感染症の発生時に迅速かつ的確に対応し、関係機関との連携を密にした感染症のまん延防止対策の充実に努めます。

※関連計画

『大分市新型インフルエンザ等対策行動計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
「かかりつけ医」のいる 60 歳以上の市民の割合	58.1%	70.0%

＜用語解説＞

※新型インフルエンザ

動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが遺伝子の変異により人から人へ感染するようになって起こる病気のこと。

※地域医療情報ネットワーク

情報通信技術（ICT）を活用した情報共有の手段の一つであり、市民の同意のもと、医療機関等で診療上必要な情報を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組み。

※かかりつけ医

身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師のこと。

※地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

※初期救急医療体制

休日及び夜間における比較的軽症な外来患者に対応する医療体制のこと。

※第二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症救急患者に対応する、高度もしくは専門的な治療を行う医療体制のこと。

※第三次救急医療体制

特に高度な処置を必要とする重篤な救急患者に対応する医療体制のこと。

※小児救急医療体制

小児患者を対象にした、初期・第二次・第三次の救急医療体制のこと。

第３章　人権尊重社会の形成

第１節　人権教育・啓発及び同和対策の推進

【動向と課題】

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりの人権尊重の精神のかん養を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発の果たす役割が大変重要となっています。

本市は、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」及び「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV 感染者・ハンセン病回復者等、その他あらゆる人権問題の解決を目指し、各種施策に取り組んでいます。

しかしながら、依然として人権問題は存在し、近年、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチなど、人権問題が複雑、多様化しています。

これらの解決を図るには、市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場での人権教育・啓発を推進し、人権意識の普及、高揚に努めていく必要があります。

特に同和問題は、現代社会においてもなお基本的人権を侵害され、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという重大な社会問題であることから、その解決に向け積極的に取り組むことが必要です。

また、2016（平成 28）年 12 月に施行された、「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が示され「国及び地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」について定められており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

【基本方針】

人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指し、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV 感染者・ハンセン病回復者等、その他あらゆる人権問題の解決に向けた計画的かつ効果的な施策の推進を図ります。

【主な取組】

あらゆる場での人権教育と啓発の推進

＊自然体験や社会体験等豊かな体験活動を通じて幼児・児童・生徒の人権尊重意識の醸成に努めます。

＊地域課題や学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習方

法の工夫改善に努めます。

✻PTA 活動など保護者のさまざまな活動の中に人権学習を位置付けるとともに、自治会単位の啓発活動にも積極的に取り組みます。

✻各種企業団体等に、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の研修会の確保を働き掛けます。

✻(※)人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進に努めます。

効果的な人権教育と啓発の推進

✻市民の人権意識、学習ニーズの把握や、講師・指導者の人材育成と活用、教材等の開発・整備に努めます。

✻障がいのある人や外国籍を有する人等に配慮するなど、受け手の立場に立った情報提供に留意するとともに、市民の関心を高めるように努めます。

✻国・県・地域・民間との連携を図り、市民協働による人権施策の促進に努めます。

✻関係機関との情報の共有化を図るとともに、相談員の資質の向上に努め、人権の救済に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

分野別課題への対応

✻同和問題を人権問題の重要な柱と位置付け、部落差別を解消し、人権を擁護するための就労対策、産業の振興、教育及び啓発、相談体制の充実等に関する諸施策の推進に努めます。

✻女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV 感染者・ハンセン病回復者等、その他あらゆる人権問題の解決に向けた取組の充実を図ります。

※関連計画

『大分市人権教育・啓発基本計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2017 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
人権啓発センター（ヒューレおおいた）利用者数	49,471 人	56,000 人
人権啓発研修等への講師派遣回数（参加者数）	184 回 （7,056 人）	200 回 （8,000 人）

＜用語解説＞

※人権に関わりの深い特定の職業

市職員、教職員等、医療関係者、福祉保健関係者、マスメディア関係者等のこと

第２節　男女共同参画社会の実現

【動向と課題】

国は、(※)男女共同参画社会の実現を、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題の一つと位置付けており、これまでも男女平等の理念に基づきさまざまな法律や制度の整備を進めてきましたが、いまなお社会における制度及び慣行の中には女性に対する差別や、性別による固定的な役割分担意識が存在しています。

このようななか、人権尊重・男女平等の観点から、すべての人がその個性と能力を十分発揮し、お互いに認め合い、責任を担い合っていける豊かな社会づくりを進めていくため、本市では、「大分市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、実効性のある取組を推進しています。

今後は、男女共同参画社会の実現に向け、その活動拠点となる、大分市男女共同参画センターを核に、登録団体、企業、関係機関等と連携し、家庭、地域、学校及び職場へのさらなる啓発に努めるとともに、男女共同参画社会の実現を阻むさまざまな問題に対応できる相談体制の充実を図りながら、本市の実情に応じた事業展開を進めていく必要があります。

【基本方針】

男女共同参画社会の実現を目指し、男女が互いに一人の人間として認め合う社会づくりを基本に、男女平等や女性の自立と社会参画を推進する総合的な施策の展開を図ります。

【主な取組】

男女共同参画社会に向けた意識づくり

- ＊性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発に取り組みます。
- ＊男女共同参画を推進し、だれもが多様な選択ができるよう、広く市民が学べる教育・学習機会の充実に努めます。

だれもが暮らしやすい環境づくり

- ＊男女を問わず、仕事と家庭生活の両立ができるよう、啓発や支援を行います。
- ＊働く場や地域社会における男女共同参画を推進します。
- ＊さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。
- ＊男性の家庭生活や地域活動への積極的な参画を推進します。
- ＊性犯罪、(※)ドメスティック・バイオレンス等暴力の根絶に向けた取組を推進します。

推進事業の充実

＊男女共同参画を進める市民の活動拠点である大分市男女共同参画センターを核に、登録団体や国、県、関係機関等と連携し、事業の充実を図ります。

※関連計画

『大分市第３次おおいた男女共同参画推進プラン』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
固定的な性別役割分担に反対する人の割合	76.5%	88.9%
男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合	71.1%	100.0%

＜用語解説＞

※男女共同参画社会

男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。

※ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力。

第４章　地域コミュニティの活性化

【動向と課題】

地域社会は、住民同士が強い絆で結ばれ、お互いに支え合い、地域の秩序を保つ一方で、子どもを温かく見守り育て、世代を超えた交流が行われるなど、市民一人ひとりが豊かな生活を送ることに大きな役割を担っています。

しかしながら、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴い、地域での子育てや高齢者のお世話など人々が自然な形で支え合い、助け合うという地域社会の機能が次第に低下しており、また、人間関係の希薄化や地域に対する無関心から、地域の防災力の低下など地域における安全・安心の確保が危ぶまれています。

このような地域の課題を解決していくためには、地域課題の解決策を住民が主体的に考え行動する、市民が主体となった自主･自立のまちづくりを推進していくことが重要です。

本市においては、市民との協働により、地域コミュニティの活性化に積極的に取り組むなかで、地域を担う人材が育ってきており、地域の清掃活動や防犯パトロールなどの活動が活発になるとともに、祭りなどの地域行事も市民主導で実施されるなど、地域力も着実に向上していますが、まだまだ地域活動の担い手不足を課題としている地域も多くあります。

今後は、これまで以上に地域で活躍する人材の育成に取り組むとともに、地域が自らの創意・工夫で地域づくりを進めていくさまざまな活動を支援するなかで、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティをさらに活性化させていくことが重要です。

【基本方針】

市民主体のまちづくりをさらに推進するため、市民自らの考えに基づく自発的な取組を促進し、支援するなかで、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図り、市民一人ひとりが誇りを持って暮らせる地域社会の構築を目指します。

【主な取組】

地域コミュニティ活動の促進

- ＊市民・事業者・行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高めます。
- ＊市全域から地区・校区・自治区などさまざまな単位で、世代間交流や環境美化、地域文化の継承などの市民の主体的な地域づくり活動を促進します。
- ＊地域の課題を自主・自立的に解決する組織として、おおむね小学校区におけるまちづくり推進組織の設立を促進し、その活動の支援に努めます。
- ＊地域コミュニティ活動に役立つ情報を充実し、正確で分かりやすい情報提供に努めます。

✻地域のさまざまな団体やボランティア団体、NPO 法人等の活動を支援するとともに、団体間の連携を促進します。
✻自治会等の相互の緊密な連携を促進し、自治会活動の円滑な運営を図るため、自治会連合組織の支援や相談体制の充実に努めます。

地域を担う人材の育成・確保

✻地域が活性化するよう地域を担う人材の育成とその人材の連携強化を支援します。
✻市外から地域活性化に意欲のある人材を誘致し、これまでにない新たな視点による地域おこしの推進と、地域を担う人材の確保に努めます。

地域コミュニティ活動の場の整備

✻支所、地区公民館等が地域コミュニティ活動の場として活用されるよう機能充実を図ります。
✻地域コミュニティ活動の場として学校施設をはじめとする公共施設の有効活用を図るとともに、空き家等を活用できるよう必要な支援を行います。
✻市民にとって最も身近なコミュニティ施設である校区公民館・自治公民館などにおける機能充実を支援します。

地域愛護意識の高揚

✻公園愛護運動や河川道路集団清掃など地域の取組を支援することで、地域愛護意識を高めます。

【目標設定】

指標名	現状値	目標値 （2024 年度見込）
おおむね小学校区単位で取り組むまちづくり推進組織の数	18 校区 （2018 年度末現在）	35 校区
市民と行政が協働でまちづくりを行っていると考える市民の割合	34.9% （2018 年度調査）	50.0%

第５章　健全な消費生活の実現

【動向と課題】

わたしたち消費者を取り巻く環境は、近年の情報通信技術・サービスの発展などにより、利便性が向上する一方でこれまでになかった消費者トラブルが多発するなど、消費生活相談の内容も複雑、多様化しています。

特に、スマートフォンの普及などにより若年層がインターネット関連のトラブルに巻き込まれるなど、消費者トラブルが多世代に及ぶようになり、また、高齢者を中心とした訪問販売や電話勧誘等によるトラブルも依然として増加傾向にあります。健全な消費生活を営むためには、消費者がこうしたトラブルを未然に防止する適切な判断力を養うとともに、行政が相談窓口の周知や相談体制の充実を図ることが重要です。

こうしたことから、国は、消費者基本法に基づき 2015（平成 27）年 3 月に第 3 期「消費者基本計画」を策定し、消費者トラブルの未然防止のため消費者政策の推進に努めるとともに、消費者安全法（平成 28 年 4 月施行）の改正を行い、地方消費者行政の充実強化に向けた法制度の基盤整備を行うなど、消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行っています。また、2022（令和 4）年には成年年齢が引き下げられることから、今後若年層に対する消費者教育が必要となってきます。

このようななか、本市では、大分市市民活動・消費生活センター（愛称ライフパル）において、「大分市消費生活推進プラン」を改定するなか、国、県及び関係団体と緊密に連携を取りながら、地域の自治会やふれあいサロン等で開催の消費生活教室の充実強化を図るとともに、若年層への教育講座の開催、各世代のニーズに応じた消費者教育の提供、消費生活相談へのきめ細かな対応など消費者の利益の擁護と自立支援の取組、事業者の適正な事業活動の確保等、消費生活の安定と向上に向けた取組を進めています。今後も、こうした取組を強化し、市民一人ひとりが健全な消費生活を送ることができる地域社会を築いていくことが求められています。

【基本方針】

消費生活の安定と向上を図るため、消費者の権利の尊重と自立支援を基本に、事業者の適正な事業活動の確保を図るなか、消費者問題に対する市民への啓発と相談体制の充実等に努めるとともに、消費者団体の自主的活動を促進します。

【主な取組】

消費者教育・啓発の推進

- ＊関係機関と連携するなか、高齢者等への消費生活教室、中高校生の消費生活教育講座の開催など消費者問題に対する意識の向上や金融リテラシーの醸成など消費者教育の充実を図ります。
- ＊刊行物及び市報やホームページによる消費生活に関する適切な情報提供により、賢い消費者としての意識の啓発を行います。

＊消費者団体と協力し、消費者問題に関する市民の意識の高揚を図ります。
＊消費生活セミナー等の啓発講座、消費者団体の行うアンケート調査等を通じて、消費者ニーズを的確に把握し、消費者教育に反映させていきます。
＊若年層から高齢者まで消費者の幅広い相談・苦情に適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携するなか、相談体制の充実を図ります。

適正な事業活動の確保

＊消費者が商品の選択を誤ることがないよう、商品の表示・広告・計量等の適正化を促進します。
＊安全の確保や被害の救済など消費者の権利を尊重した事業者の適正な事業活動の確保に努めます。

消費者団体活動の促進

＊消費生活上の諸問題への自主的な取組が活発に展開されるよう、消費者団体の活動を支援します。

※関連計画

『大分市消費生活推進プラン』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
消費者啓発講座の受講者数	3,620 人	4,000 人

＜用語解説＞

※金融リテラシー

金融や経済に関する知識や判断力のこと。

ページ調整のための空白のページです

第２部

豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり

（教育・文化の振興）

第１章　豊かな人間性の創造

第１節　生きる力をはぐくむ学校教育の充実

【動向と課題】

教育は人格の完成を目指して行われるものであり、子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって幸福でより良い人生を送ることができるようにすることが大切です。

近年、人口構造の変化、(※)グローバル化の一層の進展、人工知能（AI）をはじめとする技術革新等、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、子どもたちがさまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の新たな創り手となることが求められています。

このため、人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。また、小中学校においては、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた生きる力をはぐくむことが重要な課題となっています。

さらに、人権尊重を基盤に一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動を展開するとともに、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続や義務教育 9 年間を見通した系統的な教育を行う(※)小中一貫教育の推進が求められています。

【基本方針】

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。

【主な取組】

生きる力をはぐくむ教育活動の展開

(1) 小中一貫教育の推進

＊学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進し、義務教育 9 年間を見通した系統的な教育の充実に努めます。

(2) 確かな学力の定着・向上

＊基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成及び学力向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。

＊学校の実情や児童生徒の実態により、習熟度別指導や少人数指導等、個に応じた指導の充実に努めます。

(3) **豊かな心の育成**

✻道徳科を要とした、心に響く魅力ある道徳教育の充実に努めます。

✻自然体験や社会体験など、豊かな人間性や社会性をはぐくむ多様な体験活動の充実に努めます。

✻主体的・意欲的な読書活動を推進します。

✻郷土の歴史・文化・伝統を大切にする教育の充実に努めます。

(4) **健やかな体の育成**

✻体力の向上と健康の保持増進を図ります。

✻学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な健康教育の充実に努めます。

✻歯と口の健康づくりの推進を図ります。

✻食に関する指導の充実に努めます。

(5) **社会の変化への対応**

✻グローバル化の対応に向け、国際理解教育を充実するとともに、英語を使ってコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指す英語教育の推進に努めます。

✻(※)ICT の日常的・効果的な活用やプログラミング教育等を通じた情報活用能力の育成など、情報教育の推進に努めます。

✻教科等横断的な視点等に立った(※)カリキュラム・マネジメントを実践するなど、主権者教育、消費者教育、環境教育などの現代的な諸課題に関する教育の充実に努めます。

✻一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた(※)キャリア教育の推進に努めます。

(6) **人権・同和教育の推進**

✻部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進と充実に努めます。

(※)特別支援教育の充実

✻一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。

✻教職員の専門的かつ実践的な指導力の向上に努めます。

✻就学相談等、障がいのある子どもへの早期からの相談支援体制の充実に努めます。

幼児教育・保育の充実

✻幼児の自発的な活動としての遊びを通して、主体的な学びを促し、生きる力の基礎をはぐくみます。

✻小学校教育への円滑な接続を図るため、幼保小の連携を推進します。

✻預かり保育や子育て相談など、地域における子育て支援の充実に努めます。

※関連計画

『大分市教育ビジョン』『大分市幼児教育振興計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度調査）	目標値 （2024 年度見込）
国・県・市主催の学力調査で全国平均以上の教科の割合	小学校　94.1% 中学校　88.0%	小学校　100% 中学校　100%
新体力テストにおける※総合評価が C 以上の児童生徒の割合	小学校　85.5% 中学校　88.8%	小学校　88.0% 中学校　91.0%
12 歳のむし歯本数（1 人当たり）	1.1 本 （2018 年実績）	0.7 本

※ 総合評価が C 以上の児童生徒の割合とは、記録と年齢に応じて点数化した児童生徒個々の体力合計点を、A～E の 5 段階で評価したもののうち、上位 3 段階以上の児童生徒の割合。

＜用語解説＞

※グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※小中一貫教育

小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組むこと。本市では、全ての中学校区で学校、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進している。

※ICT

ICT とは“Information and Communication Technology”の略。情報通信技術（情報・通信に関連する技術一般の総称）のこと。学校教育における ICT とは、電子機器やデジタル教材を活用した

授業の実践やコンピュータによる情報管理などのこと。

※カリキュラム・マネジメント

学校教育に関わるさまざまな取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

※キャリア教育

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することを目指し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

※特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

第２節　子どもたちの学びを支える教育環境の充実

【動向と課題】

学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱えるさまざまな課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割が増すなか、より豊かな教育環境を創造することが重要となっています。

そのため、子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、支援の充実を図るとともに、安全対策の充実をはじめ、時代の変化に対応した教育環境を整備し、質の高い学びの場を提供することが必要となっています。

また、いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題への対応の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が目標や課題を共有し、一体となって取り組むなど、地域とともにある学校づくりを推進することが必要です。

さらに、教職員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務改善や支援体制の充実を図るなど、学校における働き方改革を推進することが重要です。

【基本方針】

時代の変化に対応し、子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域社会及び関係機関との連携・協働を図りながら、教育環境の整備・充実に努めます。

【主な取組】

すべての子どもの学びの保障

- ＊経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高等学校・高等専門学校生や大学生に対する奨学制度の充実に努めます。
- ＊日本語指導や医療的ケア等、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の充実に努めます。
- ＊いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- ＊不登校対策等、生徒指導上の諸課題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、課題解決に努めます。

時代の変化に対応した教育環境の整備

- ＊学校施設の老朽化対策や長寿命化改修などにおいて、バリアフリー化、省エネルギー化、防災機能強化等の視点に立った学校施設環境の整備・充実に努めます。
- ＊小中学校の適正配置や通学区域の調整など、地域の実情に応じた教育環境の整備に努めます。
- ＊地域の実情に応じた学校施設の有効活用を図ります。

✻通学路の安全確保、子どもたちの生命に関わる犯罪や児童虐待等の未然防止など、関係機関等と連携し、学校内外における安全対策の充実に努めます。
✻防災教育・防災対策の推進に努めます。

教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進

✻各種調査・研究、教職員研修及び教育諸情報の収集・発信等の広範な機能の整備・充実に努めます。
✻教職員の職務遂行に必要な知識・技能の習得及び実践的指導力の向上を図る研修の充実に努めます。
✻教職員一人ひとりが自発的・主体的に参加できるよう、研修環境を充実させ、学び続ける教職員の支援に努めます。
✻教職員研修や学校の教育活動への支援等において、大学との連携を推進し、教職員の養成や研修の各段階を通じて、キャリアステージで求められる資質能力の向上に努めます。
✻教職員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務改善や支援体制の充実を図るなど、学校における働き方改革を推進します。

地域とともにある学校づくりの推進

✻学校や地域の実情を踏まえた教育課程を編成、実施するとともに、学校評価等の活用を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
✻(※)学校運営協議会制度等の活用により、保護者や地域住民等と目標を共有し、学校運営への参画等を進めます。
✻地域人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な学習活動を推進します。

※関連計画

『大分市教育ビジョン』『大分市公共施設等総合管理計画』『大分市教育施設保全計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値 （2024 年度見込）
(※)不登校児童生徒の出現率	小学校　0.9% 中学校　5.2% （2018 年度実績）	小学校　0.7% 中学校　3.6%
小中学校のトイレ洋式化率	48.9% （2018年度末現在）	60.0%
学校運営協議会の設置校数（累積）	24 校 （2018年度末現在）	全校

＜用語解説＞

※学校運営協議会制度

学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とするものであり、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる。

※不登校児童生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

第３節　社会教育の推進と生涯学習の振興

【動向と課題】

近年、人々が生涯にわたって学び、活動することへの期待が高まるなか、現代的・社会的課題や地域におけるさまざまな課題に対応するため、社会教育が果たす役割はますます大きくなっています。

このようななか、地域住民の多種多様な学習活動のニーズに応えるとともに、障がいの有無にかかわらずすべての人が生涯を通じて学び続けることができるよう取組を進めることが重要です。

このため、生涯学習社会の構築に向けて、社会教育関係団体等、多様な主体と連携・協働し、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が地域に生かされるよう、生涯学習の支援体制の充実を図る必要があります。

また、地域の子どもたちを健全に育成していくことが重要であることから、子どもの体験活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、地域ぐるみで子どもたちを支援することが求められています。

さらに、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、さまざまな人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性をはぐくむことが強く求められています。

【基本方針】

生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実を図り、地域力の向上に努めます。

また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。

【主な取組】

生涯学習支援体制の充実

＊市民の幅広い学習ニーズに対応するため、社会教育施設の機能のさらなる充実に努めます。

＊生涯学習に関する情報を一元化し､効率的･効果的な生涯学習情報の提供に努めます。

＊読書活動を支援するため、環境整備の充実を図るとともに、(※)レファレンス機能やボランティア等との連携を強化するなど、図書館サービスの充実に努めます。

学習機会や学習内容の充実

＊家庭の教育力の向上や生きがいづくりなど、多様なニーズに応じた教室・講座の充実に努めます。

✻学びの継続・学び直しを支援するため、学習機会の提供に努めます。
✻障がいのある人のニーズに応じた、多様な学習機会の提供に努めます。
✻大学等との連携を通じて、知識・教養を深める場の提供に努めます。

地域活動の充実

✻地域の連帯感や子育てを地域で支える気運の醸成に向けて、学校、家庭、地域の連携を促進し、地域力の向上に努めます。
✻地域活動を支える人材の育成や、学習成果を地域で生かす場の提供に努め、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

地域における子どもの健全育成

✻子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、社会体験活動や自然体験活動の機会の充実に努めます。
✻社会教育関係団体等と連携し、地域における見守り活動や環境浄化活動等を通じて、子どもの健全育成を推進します。

人権・同和教育の推進

✻部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、各地区人権教育（尊重）推進協議会など、関係団体との連携を強化し、市民の主体的な取組を促す多様な学習機会の提供に努めます。
✻多様化する人権問題を踏まえ、市民ニーズに応じて学習プログラム等を工夫改善し、市民の人権意識の高揚を図ります。

※関連計画

『大分市教育ビジョン』『大分市人権教育・啓発基本計画』『大分市生涯学習推進計画』
『大分市子どもの読書活動推進計画』『大分市公共施設等総合管理計画』『大分市教育施設保全計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
大分市民図書館等の利用者数	994,056 人	1,000,000 人
（※）おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）の実施回数	729 回	800 回
地区人権教育（尊重）推進協議会の地区懇談会等への参加者数	9,437 人	11,000 人

＜用語解説＞

※レファレンス機能

図書館利用者の求めに応じて、必要な資料や情報を提供するサービスのこと。

※おおいたふれあい学びの広場（地域主体型）

地域の団体等が実行委員会を組織し、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもにさまざまな体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供するもの。

第２章　個性豊かな文化・芸術の創造と発信

【動向と課題】

文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。

近年、文化・芸術を中心にまちづくりを進める都市が増えるなか、都市のにぎわいづくりや地域経済の活性化など、新たな役割への期待が高まっています。

そのため、優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や大分市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的な活動の場の創出に努めるとともに、文化・芸術により生み出されるさまざまな価値を幅広い関連分野へ活用する文化・芸術施策の推進が求められています。

また、地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化の保存・活用に努め、着実に次世代へ継承し、地域の振興や活性化につなげることが重要となっています。

【基本方針】

優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成し、幅広い関連分野への活用に向けた文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

【主な取組】

独自の文化・芸術の創造と発信

＊国内外の多彩な文化・芸術交流を推進するとともに、さまざまな機会を通して、地域の特性を生かした本市独自の文化・芸術の創造と発信を進めます。

＊多くの市民が文化・芸術を鑑賞し、参加できるイベント等の充実に努め、にぎわいを創出し地域経済の活性化を図ります。

＊身近な場所で気軽に文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりに努めます。

＊大友氏遺跡や府内城址を新たな魅力発信の拠点として効果的に活用するなど、歴史的文化遺産を生かした創造的で活力ある地域づくりを進めます。

＊大分市の魅力ある文化・芸術資源を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの幅広い関連分野へ活用し、(※)創造都市の実現を目指します。

文化・芸術の振興と活用

＊市民の主体的・創造的な文化・芸術活動を支援します。

＊優れた文化・芸術に触れる機会や活動発表の場の提供を通して、豊かな人間性や創造性をかん養し、次世代の文化・芸術の担い手をはぐくむとともに、活動団体やアーティストの活用に努めます。

✻県や他都市、活動団体、民間事業者との連携を強化します。

文化施設の整備・充実

✻施設機能の整備・充実を図り、自主的な文化・芸術活動を促進します。
✻文化・芸術活動を行う多くの市民が交流できる場を提供します。
✻施設情報や文化・芸術活動など、さまざまな情報の提供に努めます。
✻資料の収集・保管、調査研究、教育普及などの機能の充実を図ります。

文化財の保護・保存・活用

✻文化財の適正な保護・調査・収蔵・公開・活用を図ります。
✻文化財に関する情報提供機能の充実を図ります。
✻市民の学習・交流の場の提供に努めます。

伝統的な芸能、行事の保存・継承

✻伝統的に地域で受け継がれてきた民俗文化財の保存・継承に努めます。
✻伝統芸能や地域固有の行事などを通じ、地域に対する愛着をはぐくむとともに、市民相互の連携を深めて地域の活性化を図ります。。

※関連計画

『大分市教育ビジョン』『大分市文化芸術振興計画』『史跡大友氏遺跡整備基本計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値
※文化ホールの利用者数	379,673 人 （2018 年度実績）	417,000 人 （2024 年度見込）
大分市美術館の利用者数	380,729 人 （2016～2018 年度平均値）	500,000 人 （2020～2024 年度平均値）
アートプラザの利用者数	170,505 人 （2016～2018 年度平均値）	180,000 人 （2020～2024 年度平均値）
歴史資料館の利用者数	43,346 人 （2018 年度実績）	47,500 人 （2024 年度見込）

※ 文化ホールとは、コンパルホール、ホルトホール大分の市民ホール並びに能楽堂をいう。

＜用語解説＞

※創造都市

文化芸術から生み出されるさまざまな価値が、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野に生かされ、将来にわたり持続的に発展を続ける都市。

第３章　スポーツの振興

【動向と課題】

スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、楽しさや喜び等の精神的充足をもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさをはぐくむ文化です。

近年、多くのプロスポーツなどトップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、スポーツに対する関心が一層高まってきています。

こうしたなか、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様なニーズに応えるとともに、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、市民のだれもが生涯にわたってスポーツに参画することができるよう、環境を整備していくことが求められています。

【基本方針】

市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

また、スポーツがまちづくりにもたらす効果を活用した地域づくりを推進します。

【主な取組】

生涯スポーツの推進

＊広く市民が参加できる各種スポーツ事業の充実を図ります。

＊生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うため、幼少期からスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努めます。

＊障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加の推進を図るため、障がい者スポーツの振興に努めます。

＊校区・地区体育協会の各種活動を支援し、地域における多様なスポーツ活動を推進します。

＊総合型地域スポーツクラブの地域の実情に応じた創設や既存クラブの質的充実と、地域の定着を支援するとともに、自主的運営の定着を図ります。

＊さまざまな広報媒体を活用し、スポーツイベントや教室などの情報提供に努めます。

＊利用者の利便性向上のため、施設情報の提供や予約機能の充実に努めます。

競技スポーツの振興

＊各種競技団体の活動を支援します。

＊全国大会や国際大会に向けて選手の競技力向上に努めます。

＊県や大学・企業等との連携を強化し、競技スポーツの振興に努めます。

スポーツを指導・支援する人材の育成

✻スポーツ指導者の養成や確保に向けて競技団体との連携を図ります。

✻指導者等を対象として、競技力向上やリスクマネジメント等に資する講演会や研修会を開催します。

✻スポーツイベントにおけるボランティアの活用を促進します。

スポーツ施設の整備・活用

✻施設の計画的な維持管理と有効活用に努めます。

✻更新時期を迎える施設については、長期的な視点に立ち、計画的な整備・充実に努めます。

✻地域スポーツの交流拠点として、学校施設の効率的な利用を促進します。

スポーツによるまちづくり

✻本市をホームタウンとするプロスポーツチームを応援する気運を高めるとともに、選手と市民の交流を図ります。

✻各種スポーツ大会等の誘致、スポーツ交流の促進を図るとともに、これらの取組などから派生するスポーツの多面的効果を活用した施策を展開します。

✻ラグビーワールドカップ 2019 日本大会や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、各種競技の普及・拡大を図るとともに、多くの市民が多様なスポーツに触れ合い、参加できる取組を推進します。

＜関連計画＞

『大分市教育ビジョン』『大分市スポーツ振興基本計画』『大分市公共施設等総合管理計画』
『大分市教育施設整備保全計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
週 1 回以上のスポーツ実施率	35.8%	50.0%
全国大会（小中学生においては九州大会）以上に出場した団体数	194 団体	200 団体
スポーツ指導者研修会の参加者数	910 人	1,200 人

第４章　国際化の推進

【動向と課題】

近年、急速な(※)グローバル化の進展により、地球規模での交流が活発になるなか、世界の出来事がわたしたちの日々の生活にも大きな影響を与えています。

わが国では、超高齢社会、人口減少社会を迎え、経済を支える生産年齢人口の減少、市場の縮小が懸念されており、成長著しいアジア諸国をはじめとする世界とのつながりを見出そうとする動きが強まっています。

こうしたなか、本市が今後も持続的に発展していくためには、国際感覚を持ち、広い視野に立って考え活躍できるグローバル人材の育成や、あらゆる国籍の人々がそれぞれの持てる力を最大限に発揮できる人権尊重を基調とした(※)多文化共生によるまちづくりなど、より積極的な取組が必要とされています。

あわせて、国際協力や都市間連携など、本市が国際社会の一員としての役割を果たすことも求められており、広範な分野で体系的な国際施策を戦略的に推進していく必要があります。

【基本方針】

地域の発展や課題の解決に向け、国際交流・国際協力を推進するとともに、グローバル人材の育成や共生社会の実現に取り組みます。

また、民間の活動を積極的に支援するなど、市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進します。

【主な取組】

多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの活力の創出

- ＊国際交流・国際協力を通じて、グローバル人材の育成や、文化・芸術、スポーツなどの振興に努めます。
- ＊イベントや地域の行事などにおいて、外国人が持つ活力や多様性を取り込み、まちの活性化を図ります。
- ＊東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や大分国際車いすマラソン大会をはじめとしたさまざまな国際交流の機会を通じて、本市の魅力を世界に発信し、交流人口の創出に努めます。
- ＊国際関係団体や市民との連携により、国際協力の促進に努めます。

(※)外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちづくり

- ＊人権教育・啓発と国際理解教育の推進等を目的とする講座やイベントを開催するなど、市民の多文化共生に関する理解を深めます。

＊表記の多言語化やサポート体制の充実などにより、外国にルーツを持つ人々にも快適な環境づくりに努めます。
＊市民間の交流機会の拡大を図り、外国にルーツを持つ人々もふるさとと思えるまちづくりに努めます。

※関連計画

『大分市国際化推進計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値
外国人と直接触れ合える事業に参加した子どもの数	41,959 人 （2018 年度実績）	43,000 人 （2024 年度見込）
国際化、多文化共生イベントへの参加者数	37,158 人 （2016～2018 年度平均値）	38,000 人 （2020～2024 年度平均値）

＜用語解説＞

※グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

※外国にルーツを持つ人々

国際結婚に伴い日本国籍を取得した人や中国からの帰国者、海外で長期間暮らした経験を有する人など。

第３部

安全・安心を身近に
実感できるまちづくり

（防災安全の確保）

第１章　防災力の向上

第１節　防災・危機管理体制の確立

【動向と課題】

近年、雨の降り方は局地化、集中化、激甚化の様相を呈しており、平成 29 年 7 月九州北部豪雨や平成 30 年 7 月豪雨のように、甚大な被害をもたらす水害や土砂災害が相次いで発生しています。また、南海トラフを震源とするマグニチュード 8 から 9 クラスの地震の発生確率が今後 30 年以内で 70～80%とされ、これによる甚大な被害の発生が想定されるとともに、平成 28 年（2016 年）熊本地震のように、震源が浅く、大きな被害をもたらす活断層に伴う地震の発生も懸念されています。

このようななか、東日本大震災などの教訓から、国においては(※)国土強靭化基本法に基づき持続可能な国家機能、経済社会の構築に向けた施策が推進されており、また、中央構造線断層帯をはじめとした主要な活断層や海溝型地震に起因する各種被害想定に関する研究等を踏まえ、本市においても災害時の迅速な情報収集・伝達や(※)要配慮者への対応、女性へのきめ細かな配慮のほか、災害に備えた地域住民による自主防災活動の活性化などが喫緊の課題となっています。

また、テロや武力攻撃事態、原子力災害などの自然災害以外の危機にも対処できるよう、危機管理体制の一層の充実が求められています。

今後は、あらゆる不測の事態にも対応しうる、災害に強いまちづくりを進めるため、計画的な災害予防に取り組み、市民と行政、防災関係機関が一体となった危機管理対策を推進していく必要があります。

【基本方針】

国土強靭化基本法の理念を踏まえ、強靭な地域づくりを計画的に進めるなかで、市民と行政、防災関係機関が一体となった総合的な防災・危機管理体制の確立を目指し、防災・危機管理意識の高揚を図るとともに、ハードとソフトの適切な組み合わせによる災害予防対策を推進します。また、災害発生時に生命や身体の安全を確保するため、情報収集・伝達機能の強化や協力・支援体制の整備、ライフラインの確保に努めるとともに、これらをより効果的に機能させるために地域の防災力向上を図ります。

【主な取組】

防災・危機管理意識の高揚

＊広報誌やメディア等を活用した広報、防災訓練、わが家の防災マニュアルやハザードマップの配布などを通じて、(※)自助及び共助の理念の普及啓発に努めることにより、市民一人ひとりの防災・危機管理意識の高揚を図ります。

災害予防対策の推進

✻あらかじめ危険が予想される地域を明確にし、災害に応じた適切な避難場所や避難経路を確保します。

✻災害発生前の自主避難や災害発生直後の対応から避難に至る安全行動の周知に努めます。

✻効果的な防災対策を図るため、防災拠点となる施設の整備や見直しを進めるとともに、計画的に道路、河川、公園・緑地などの施設整備を進め、道路施設や(※)特定建築物等の耐震化を促進します。

✻防災情報の一元化を図り、正確な情報の発信機能を充実します。

✻災害対応を想定した訓練を定期的に実施するとともに検証を行い、その結果を踏まえ計画やマニュアルの見直しを適時実施することにより、市職員の災害対応力の向上に努めます。

✻災害時の救助や平常時の活動支援などの市民への対応を迅速に行うため、地域に密着した各支所における防災体制の充実を図ります。

災害情報の収集・伝達手段の多重化及び迅速・的確化

✻(※)MCA 無線や衛星携帯電話等を活用することにより、災害情報の収集・伝達を迅速かつ確実に行うとともに、大分県防災情報システムの活用を図ります。

✻大分市防災メールや緊急速報メール、(※)大分市同報系防災行政無線など多様な情報伝達手段を活用するとともに、民間通信事業者などとの連携を図り、災害・避難情報などを迅速に提供します。

緊急時協力体制の整備

✻災害や武力攻撃事態などの緊急時及び災害復旧時の対策が円滑に行えるよう、国、県をはじめ他の自治体や自衛隊、医療機関など関係機関との協力・支援体制の整備・充実に努めます。

✻災害発生時の応急対策等について協力を得るため、企業・団体等との応援協定を締結します。

✻災害時のボランティア受け入れ態勢の整備や活動拠点の提供など、ボランティアの活動支援に努めます。

✻災害時に地域活動ができる人材を確保するため、企業等と協働し企業内の防災力向上を図り、地域との連携構築に努めます。

ライフライン対策の充実

✻あらゆる不測の事態に備え、計画的にライフライン施設の耐震化や(※)ブロック化、電線類の地中化などを促進します。

✻自助・共助・公助の役割を明確にし、家庭内備蓄等を促進するとともに、非常食等の備蓄や関係機関等との応援体制の確立を進めることで応急食料や飲料水、資機材

などの確保に努めます。

地域防災力の強化

- ✻自主防災組織の活動の活性化を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯感に基づく防災意識の醸成に努めます。
- ✻地域における防災リーダーとなる(※)防災士等の育成強化に努めるとともに、防災士間の連携が強化されるよう(※)防災士協議会の設立を推進します。
- ✻地域防災を担う自主防災組織や消防団など、各種団体相互の連携強化に努めます。
- ✻地域や企業、学校等における防災訓練や研修会、啓発冊子の配布などを通じて、身近な災害リスクや災害への備え、災害発生時における適切な対応を周知するとともに、災害から得られた教訓の伝承を図ることにより、地域における災害対応力を強化します。
- ✻子どもたちが災害発生時において、自らの命を守る行動がとれるよう、防災教育を推進します。
- ✻地域との連携のもと、(※)避難行動要支援者の安否確認や避難支援などが行える体制づくりの促進や災害発生時における要配慮者へのきめ細かな対応に努めます。

※関連計画

『大分市地域防災計画』『大分市国民保護計画』『大分市耐震改修促進計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度末現在）	目標値 （2024 年度見込）
防災訓練を実施した自主防災組織数	443 組織	全自主防災組織 （601 組織数※） （2020～2024 年度の累積）
自主防災組織における 風水害避難行動計画の策定率	63.0%	100%
特定建築物の耐震化率	91.3%	95.0%

※ 自主防災組織を結成していない 3 自治区を含む。

＜用語解説＞

※国土強靭化基本法

正式名称は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」。いかなる災害等が発生しようとも、「人命の保護が最大限図られる。」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。」「国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。」「迅速な復旧復興を可能とする。」などを基本方針として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「強靭な国づくり」を推進することを定めた法律。

※要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人。

※自助及び共助

自分や家族の安全を自ら守ることを自助、地域や職場などで助け合い、被害の拡大防止や災害予防に努めることを共助という。

また、自治体などの公的機関による救助活動や支援物資の提供などの公的支援を公助と言う。大規模災害発生直後は、公的機関も被災しているため、自助、共助、公助の割合は7対2対1になるといわれている。

※特定建築物等

災害時の拠点となる公共建築物や、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が利用するもの並びに緊急輸送道路沿道の建築物。

※MCA無線

MCA（Multi-Channel Access）方式で通信する、災害に強いデジタル無線のこと。大分市では、災害時に主として行政機関内の通信手段の1つとしており、移動系防災行政無線に位置付けられる。

※大分市同報系防災行政無線

同報系（同時に複数の相手に通報する無線系統）と呼ばれる、屋外スピーカー等を介して、一斉に防災情報や行政情報を伝える無線通信システムのこと。

※ブロック化

供給区域をいくつかの独立した小ブロックに分割して、配管網の整備を行うこと。災害等による被害を最小限に抑えることができる。

※防災士

社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技

能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。

※防災士協議会

自主防災組織等で防災活動にあたる防災士が、地域において連携して活動するために原則として校区単位で結成した団体。

※避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第 1 種身体障害者手帳、要介護認定 3～5 など）に該当する人。

第２節　治山・治水対策の充実

【動向と課題】

森林や農地には、地表に降った雨を貯留し洪水や土砂災害を緩和する働きがありますが、近年では都市化の進展に伴う市街化の拡大に加え、農村部から都市部への人口流出による過疎化や高齢化に伴い、森林・農地の荒廃が進み、保水能力のさらなる低下が懸念されています。

また、本市域内には、大分川、大野川をはじめとして一級河川が 43、二級河川が 20、市管理河川が 317、(※)防災重点ため池が 166 あるなかで、平成 29 年 7 月九州北部豪雨や平成 30 年 7 月豪雨など、大雨特別警報が発表されるような豪雨や台風等による被害が全国的に増加傾向にあり、集中豪雨時には、河川の氾濫やため池の決壊等の被害が危惧されています。

市民の貴重な生命や財産を災害から守るため、(※)水源かん養等の機能を有する森林について上流地域や関係機関との連携を図りながら保全していくとともに、地域ごとの特性を踏まえた河川やため池の改修、砂防事業等を進めていく必要があります。

また、雨水による床上・床下浸水、道路冠水などを防除するための取組や災害のおそれのある区域における警戒避難体制の強化等の減災に向けたソフト面での対策が求められています。

【基本方針】

台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強い安全なまちづくりを目指し、森林や農地等の保全を図るとともに、河川・ため池の改修事業や砂防事業等を促進します。また、公共下水道を計画的に整備するとともに、雨水排水施設を効果的に整備し、浸水対策を推進します。さらに、災害から人命や財産を守るため、ハード整備とソフト対策が一体となった減災に向けた取組を推進します。

【主な取組】

森林や農地等の保全

＊大雨による水害を防ぐため、水源かん養等の機能を有する森林や、遊水機能を持つ農地の保全に努めます。

河川改修等の促進

＊国、県の管理する河川の護岸整備、河川管理施設の耐震化を促進します。

＊市の管理する河川は、過去の被災状況の調査や住民の要請を受け、優先度に応じた効率的な改修を図るとともに、国、県の河川改修計画との調整を図りながら整備を推進します。

＊県や地元関係者と連携を図り、災害時に決壊のおそれのあるため池の改修を促進し

ます。

砂防事業等の促進

＊河川流域の土石による被害を防止するため、砂防事業を促進します。
＊住宅地や森林における土砂崩落を防ぐため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策を促進します。
＊土石流対策として危険区域の対策事業を促進します。

浸水対策の推進

＊道路や住宅地などに降った雨を河川へ流すため、道路側溝や公共下水道（雨水管渠）の整備を推進します。
＊浸水被害の発生状況等を考慮し、雨水排水施設の整備を推進します。

減災に向けたソフト対策の推進

＊(※)土砂災害警戒区域と(※)浸水想定区域においては、危険の周知や警戒避難体制の整備などの対策を推進します。
＊(※)土砂災害特別警戒区域における住宅等立地の抑制や既存住宅の安全な構造への改修、移転支援等に努めます。
＊ため池が決壊した場合の浸水想定区域を周知するため、ハザードマップを作成し、防災意識の向上に努めます。

※関連計画

『大分市国土利用計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018年度末現在）	目標値 （2024年度見込）
雨水排水ポンプ場の整備	設置　6箇所 着手　1箇所	設置　7箇所 着手　2箇所
河川施設の整備 （整備延長4,734m）	75.8%	96.8%

＜用語解説＞

※防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

※水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

※土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※浸水想定区域

水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国及び県が指定する区域。

※土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

第２章　安全・安心な暮らしの確保

第１節　消防・救急体制の充実

【動向と課題】

だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりにおいて、消防機関は車両や人員、資機材などを最大限に有効活用し、市民の生命・身体・財産を災害から守る責務を有していることから、災害の多寡にかかわらず、消防力の維持、確保は不可欠なものとなっています。

その一方では、少子高齢化による将来人口の減少や人口構成の変化などの影響で、地域の消防を担っている消防団員の確保にも大きな支障が生じるとともに、消防活動の多くを占める救急需要は、高齢者の増加によって 2035（令和 17）年頃まで増加することが予測されています。

こうしたことから、未然に火災を防ぐと同時に地震や風水害といった自然災害やテロ、武力攻撃事態などへ対応できるよう、大分県や周辺市町との連携を図ることにより、さらなる消防力の充実を図る必要があります。

さらに、高齢化の進展を背景とした救急需要へ、適切に対応することが求められています。

【基本方針】

市民生活の安全を確保し安心を身近に実感してもらうため、火災予防を推進するとともに、消防体制と救急・救助体制の充実を図ります。

また、被災時における人命救助を最優先にするとともに、被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携強化し、緊急消防援助隊等の体制の充実を図ります。

【主な取組】

火災予防の推進

＊幼少年期における防火意識の醸成を図るとともに、消防団や少年婦人防火委員会などの関係団体と連携して、地域における防火知識の普及啓発に取り組みます。

＊住宅火災の減少を目的とした、防火講話や訓練指導などを継続するとともに、高齢化社会に対応した取組を踏まえた住宅用火災警報器の交換及び維持管理について、消防団や少年婦人防火委員会などの関係団体と連携し、積極的な広報に取り組みます。

＊病院や社会福祉施設などの防火対象物及びコンビナート地区内やガソリンスタンドなどの危険物施設の査察を行い、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を促進します。

＊出火・事故原因の調査・分析をし、より効果的な火災抑止対策を推進します。

消防体制の充実

＊さまざまな災害に対応するため、装備を充実させるとともに、地域の実情を考慮した車両や人員の配置を図ります。

＊消防団の強化を図るため、活動しやすい環境づくりや、実践的な訓練と研修の充実に努めます。

＊消防団の充実を図るため、効果的な広報や組織の魅力を高めることで、多様な世代からの人材確保に努めます。

＊災害情報を迅速かつ的確に収集及び伝達するため、高機能通信指令システムを活用するとともに、多様な情報ツールへ対応できるよう積極的に ICT の利用を推進します。

＊災害対応能力のさらなる向上のため、人材育成の推進及び環境整備の充実を図ります。

＊災害時の拠点施設である消防庁舎を計画的に整備し、予防保全による適正な維持管理に努めます。

＊安定した消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備を推進します。

救急救助体制の充実

＊救命効果のさらなる向上を目指し、より高度な救命処置が行える救急救命士の育成や(※)メディカルコントロール体制の充実強化及び資機材の整備を図ります。

＊現場に居合わせた人が適切な応急手当ができるよう、AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の普及啓発に積極的に取り組みます。

＊救急需要の増加に対応するため、病院救急車等との連携に取り組むとともに、人口動態等を踏まえた救急車の適正な配置と救急車の適正な利用の啓発に努めます。

＊さまざまな救助要請に対応するため、各種訓練の実施や研修会への参加、関係機関との連携訓練などを行うなかで、知識及び技術の向上を図り、救助活動対応力を強化します。

(※)緊急消防援助隊等の体制の充実・強化

＊被災時における緊急消防援助隊等の受援体制の充実・強化を図ります。

＊緊急消防援助隊等の応援体制の充実・強化を図ります。

※関連計画

『大分市消防団ビジョン』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度末現在）	目標値 （2024 年度見込）
住宅火災の出火率	2016～2019 年の 4 年間の平均出火率※	現状値以下
消防団員数	2,175 人	2,175 人以上
救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合（応急手当実施率）	53.2% (2009～2013 年累積) 60.1% (2014～2018 年累積)	64.0% (2020～2024 年累積)

※ 2016～2019 年の 4 年間の平均出火率は、2020 年 3 月に現状値公表予定

＜用語解説＞

※メディカルコントロール体制

救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導・助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制のこと。

※緊急消防援助隊等

緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。

第２節　交通安全対策の推進

【動向と課題】

全国的には、運転免許保有者数が増加し、さらに高速道路網の拡大など、交通アクセスの利便性が高まったことにより交通量が増加していますが、道路交通環境の整備など、交通安全対策の取組により、交通事故発生件数は減少しています。

本市においても、交通事故発生件数は減少傾向となっていますが、交通事故死亡者においては高齢者が高い割合を占めており、歩行者が犠牲となる交通事故が多発しています。

また、交通事故発生原因では、自動車や自転車等の運転者の前方不注視や安全不確認などが大半を占めています。

最近では全国的に、高齢運転者が加害者となる重大交通事故も発生していることに加え、自動車・自転車の運転中や歩行中にスマートフォン等を操作することによる事故も頻発しています。

このようなことから、子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての市民の安全を守るため、交通事故の未然防止に努めるとともに、特に高齢者の交通事故防止を重点に、関係機関・団体や地域との連携を図りながら、市民の理解と協力のもと、広範な交通安全対策を推進していく必要があります。

また、交通事故にあわれた方への支援も必要になっています。

【基本方針】

人と車の調和のとれた安全で快適な交通社会の実現を目指し、人優先の交通安全思想の普及・徹底や交通安全環境の整備など、広範な交通安全対策を推進します。

【主な取組】

交通安全思想の普及・徹底

＊関係機関・団体などと連携を図り、ながらスマホの防止や横断歩道のマナーアップをはじめ、交通ルールの遵守や交通マナー・モラルの向上を広く呼び掛けるなど、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。

＊小学生、中学生、高校生及び大学生に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。

＊老人会や自治会等を通じ、高齢者体験型交通安全教室などを開催し、高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努めます。

＊高齢者が加害者となる交通事故の防止と公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許の自主的な返納を促します。また、安全運転サポート車の普及の推進等を図っていきます。

＊交通安全協会、幼児交通安全クラブ（通称モンキークラブ）、女性ドライバー協議

会などの交通安全団体の育成を図り、地域に密着した交通安全活動を推進します。

交通安全環境の整備

＊歩行者及び自転車通行の安全確保を図るため、歩道の改良や自転車走行空間の整備などを促進し、また放置自転車対策にも取り組みます。

＊安全な通行空間を確保するため、道路状況等に応じて、必要とされる道路改良やカーブミラーなどの整備を図ります。

＊通学路や生活道路、事故多発地点などにおいて、信号機や横断歩道などの交通安全施設の設置について関係機関と協力し、安全で円滑な交通の確保に努めます。

交通事故にあわれた方への支援の充実

＊交通事故相談業務など交通事故にあわれた方への支援の充実に努めます。

＊交通遺児への支援制度などについて、広く市民への周知を図ります。

※関連計画

『第 10 次大分市交通安全計画』『大分市自転車利用基本計画』

『大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年実績）	目標値 （2024 年見込）
年間交通事故死傷者数	2,240 人	2,000 人以下
年間交通事故死者数	10.5 人 （2015～2019 年 9 月末までの平均）	10 人以下 （計画期間中）

第３節　犯罪のないまちづくりの推進

【動向と課題】

現代社会においては、市民の連帯意識の希薄化と他人に対する無関心化が進み、地域における犯罪抑止力の脆弱化が懸念されています。

本市における刑法犯認知件数は、2015（平成 27）年に比べ 2018（平成 30）年は 3 割減少しています。しかしながら、依然犯罪の約 70%は窃盗犯で、そのうち 5 割強は被害者の鍵のかけ忘れによるものです。また、高齢者などを狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害のほか、インターネットなどを利用したネットワーク利用犯罪や少年犯罪も憂慮すべき状態にあります。

さらに、高齢化や共働き世帯の増加等による地域における防犯活動の担い手不足等が課題となっています。

子どもや高齢者、女性をはじめすべての市民を犯罪から守るため、地域における安全対策がますます重要になってきており、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と、地域に密着した防犯活動の推進、防犯に配慮した住環境の整備が求められています。

また、(※)犯罪被害者等への支援についても必要とされています。

【基本方針】

安全で住みよい地域社会を実現するため、広報活動や地域における防犯活動を通じて、防犯意識の啓発と高揚に努めます。また、各種防犯活動団体との連携や防犯灯の設置などの防犯環境の整備を進め、行政、地域、関係機関が一体となった犯罪のないまちづくりを目指すとともに、犯罪被害者等の支援を総合的に推進します。

【主な取組】

防犯意識の高揚

- ＊広報誌の発行や防犯イベントの開催などによる広報を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- ＊関係機関と連携して暴力絶滅運動を推進し、市民の暴力犯罪絶滅及び暴力団排除の気運を高めます。
- ＊振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法などの被害を未然に防止するため、啓発活動を推進します。
- ＊インターネットなどのネットワークの適切な利用を呼び掛けるとともに、市民への情報提供活動の充実を図ります。

犯罪のないまちづくり

- ＊自主防犯パトロールや子ども見守りパトロール等を所管する関係機関との連携を図

りながら、各種防犯活動により地域の連帯意識の強化を図るとともに、地域に密着した活動に努めます。

✻防犯カメラや防犯灯・街路灯の設置等により犯罪を誘発するおそれのある場所の解消に努めるなど、防犯環境の整備を行います。

犯罪被害者等への支援

✻犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるように相談に応じ、必要な情報提供を行い、関係機関と連携して問題解決に努めます。

✻犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。

✻(※)二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について広報及び啓発に努めます。

【目標設定】

指標名	現状値 (2018 年実績)	目標値 (2024 年見込)
刑法犯認知件数	1,548 件	2018 年実績の 1 割以上減 (計画期間中)

＜用語解説＞

※犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族、遺族のこと。

※二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失などの被害のこと。

第４部

にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり

（産業の振興）

第１章　特性を生かした生産業の展開

第１節　工業の振興

【動向と課題】

本市は、鉄鋼や化学、半導体、電子・電気機器など最先端の技術を持つ多種多様な企業が立地し、活発な産業経済活動を展開しています。これらの企業は裾野が広く、関連する産業が集積し、国内でも有数の工業都市として発展してきたことにより、九州における第1位の製造品出荷額を誇っています。

その一方で、近年の本市における製造業は、高齢化の進展、生産年齢人口の減少をはじめとするさまざまな要因により、後継者不足や人手不足の問題が深刻化するとともに、事業所数や従業員数に減少傾向が見られ、事業活動の維持が重要な課題となっています。

このようななか、生産活動を活発化し、新たな雇用や工業全体の活力を生み出していくには、既存企業に対する支援はもとより、企業誘致や創業支援及び、その後の成長・安定化の支援が必要となっています。加えて、成長産業として市場の拡大が見込まれる IoT や AI などの第4次産業革命に関連する高度技術に立脚した産業の集積と、こうした技術を活用した生産性の向上、人材の育成や技術力の向上などによる地域産業の活力の維持と競争力の強化が求められています。

【基本方針】

既存産業の振興を機軸としながら、企業誘致の推進やさまざまな創業支援機関と連携し、幅広い産業の集積を推進します。また、中小企業における技術の高度化や、経営の効率化の促進、企業活動を支える人材の確保と育成、国内の販路拡大のみならず海外展開の支援などを実施することで、企業の競争力の強化を図ります。

【主な取組】

高度技術に立脚した産業集積の推進

（1）企業立地の推進

＊地域経済の活性化や雇用の創出につながる企業の立地を促進します。

＊市内企業の事業継続・拡大につながる設備投資等を支援します。

＊副生成物の利用等による省エネ・低炭素化社会に貢献する技術を有する企業の立地を促進します。

＊市場の拡大が見込まれる医療や IT 関連産業、ドローンなどの小型無人機や自動走行分野など、新製品・新技術の開発につながる先端技術産業や研究開発型産業の立地を促進するとともに、これらの技術を活用した新たな産業の創出に取り組みます。

(2) (※)インキュベーション機能の充実

＊産業振興の拠点となる施設機能の充実を図るなかで、今後、成長が期待される産業や(※)都市型産業への支援、人材育成と人的ネットワークの形成など、起業や新事業の展開をサポートします。

＊大学等教育機関や金融機関などのさまざまな創業支援機関と連携して支援体制を強化し、創業しやすい環境の整備に努めます。

中小企業の競争力の強化

(1) 高度化・効率化の促進

＊企業と大学等による新事業・新技術の共同研究等を円滑にする大学等教育機関や金融機関等との連携体制の整備のほか、事業の共同化や新技術の共同開発などにつながる異業種間・企業間における交流を促進し、中小企業の技術力を高め、生産力の向上を図ります。

＊市内中小企業の経営基盤の強化につながる設備投資や販路拡大等を支援します。

＊融資制度の充実などにより資金調達の円滑化を図るとともに、経営診断、経営・技術相談などを行うことにより中小企業の経営基盤の強化を促進します。

(2) 人材の育成・確保

＊大学や関係機関等と連携し、講演会や研修会などの内容・実施体制の充実を図り、企業活動の活性化を担う人材の育成・確保、事業承継の支援に努めます。

＊自主研修の開催に対する支援など企業が人材育成に取り組みやすい環境の整備を行います。

(3) グローバルな事業展開の支援

＊グローバルな事業展開の必要性が高まるなか、(※)ジェトロ等の支援機関と連携し、海外への販路開拓を目指す企業を支援します。

＊友好都市間において、これまで培った本市の知名度と信用力を生かし、新たなビジネスチャンスの創出を図ります。

※関連計画

『第 2 次大分市商工業振興計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値
誘致企業件数	57 件 （2016～2018 年度の累積）	60 件 （2020～2024 年度の累積）
市内創業支援機関等の支援による創業件数	175 件 （2018 年度末現在）	200 件 （2024 年度見込）
市が開催・支援する人材育成に係る講座及び研修の延べ受講者数（年間）	1,847 人 （2018 年度末現在）	2,000 人 （2024 年度見込）
海外展開支援件数	93 件 （2016～2018 年度の累積）	200 件 （2020～2024 年度の累積）

＜用語解説＞

※インキュベーション機能

自力では難しい起業に関して、事業化のスケジュールや資金等の相談、安価な賃貸スペースの提供等、幅広く支援すること。

※都市型産業

都市の機能集積を活用することにより都市に立地することが比較的優位となるソフトウェア業や情報処理業などの産業。

※ジェトロ

独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization）の略称。諸外国との貿易拡大及び対日投資の支援などによる経済協力の促進と、開発途上国の調査・研究を通じて、日本の経済・社会のさらなる発展に貢献することを目指す。

第２節　農業の振興

【動向と課題】

本市においては、平野部、中山間部の広い範囲にわたり水稲・野菜・果樹・畜産などの多彩な農業が営まれています。

特に、施設園芸や酪農などで法人化による大規模な企業的経営が行われており、なかでも、「おおば」「にら」「みつば」「水耕せり」などの施設野菜は全国でも有数の産出額を誇る産地になっています。

一方で農業者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の増加、さらには有害鳥獣による農作物被害の増大などにより、農業を取り巻く環境は厳しくなっています。

また、社会構造やライフスタイルの変化による農産物に対する消費者ニーズの多様化や高度化のさらなる進展、人口減少社会の到来による食に関する市場規模の縮小が懸念されています。

このため、各地域の農業の担い手を明確化することで、生産基盤の強化や優良農地の集積によるコスト低減を推進するなど、農地利用の最適化や競争力のある産地の育成を図ることが必要となっています。

さらに、農業者の所得向上も課題となっており、(※)6 次産業化や(※)農商工連携などの取組を強化する必要があります。

こうしたことから、多彩な農業が営まれる本市の強みを、将来にわたって持続的に発展させるため、農畜産物を育てる喜びなど農業の持つ魅力を発信するとともに、新たな担い手を確保・育成し、次世代に継承する仕組みづくりが必要です。

【基本方針】

(※)優良農地の担い手への集積をはじめとする効率的な経営基盤の整備と安全・安心で魅力あふれる農畜産物の生産により、農業者の所得向上と競争力のある産地の育成を図ります。

また、観光や教育など多様な分野と連携し、食を通じた農畜産物の PR や(※)地産地消による消費拡大を進め、持続可能な農業振興を図ります。

【主な取組】

都市型農業を支える人づくり

＊就農研修制度の拡充や生産基盤への支援等を通じて、就農希望者、他産業から参入する企業、(※)障害福祉サービス事業者など新たな担い手の確保・育成を図ります。

＊地域の主要な担い手である(※)認定新規就農者、(※)認定農業者や集落営農組織等の経営規模の拡大に伴う農地の集積・集約化を支援します。

＊高齢農業者や女性農業者などが行う農産物の直売や加工品の製造・販売などの地域の農業を支える活動を支援します。

✻関係機関・団体と連携し、融資・価格安定制度や(※)収入保険制度など各種制度の積極的な利用を促進することで、担い手の経営の改善及び安定を図ります。
✻消費者と生産者・食品関連事業者などとの交流促進や食育活動を行い、地産地消の一層の推進を図ります。

信頼され魅力あふれるものづくり

✻地域の特性を生かし、多様化する消費者ニーズに即した付加価値の高い農畜産物の生産振興と供給体制の整備を図ります。
✻省力化やコスト低減に向けた ICT などの先進技術の導入などにより、競争力のある産地づくりを推進します。
✻(※)GAP などの認証制度への取組推進や農畜産物の生産履歴の開示、家畜伝染病に係る衛生対策などにより、安全・安心な農畜産物の生産、供給を図ります。
✻農業用廃プラスチックなどの適正処理や堆肥としての家畜排せつ物の有効活用など、環境に配慮した農業の推進を図ります。
✻消費者や食品関連事業者等への地元農産物に関する情報の発信や各種イベントの開催などにより地産地消を促進します。
✻6 次産業化や農商工連携等による地域ブランド化を促進し、地域資源を生かした魅力ある加工品の開発を図るとともに、ジェトロ等の支援機関と連携し、海外展開や販路拡大を図ります。

特性を生かした活力ある地域づくり

✻優良農地を明確にし、担い手への農地の集積など農地の生産性を高めるとともに、地域の特性に応じた土地利用を図ります。
✻農道、用排水路などの生産基盤の整備を促進し、農業者の持続的な生産体制と快適な農村環境の整備を図ります。
✻都市と農村の交流活動や道の駅などの交流拠点施設を活用し、地元産品の消費拡大を促進することにより農村の活性化を図ります。
✻農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図るため、地域の共同活動を支援し、農地や水路など地域資源の適切な管理を推進します。
✻有害鳥獣の被害防止対策として、地域ぐるみで行う防護柵の設置等の活動を支援し、良好な営農環境の保全を図ります。

※関連計画

『大分市農林水産業振興基本計画』『大分市国土利用計画』『大分農業振興地域整備計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値
認定新規就農者数（累積）	13 人 （2018 年度実績）	50 人 （2024 年度見込）
直売所・直売コーナーの販売額	23.8 億円 （2018 年度実績）	30.5 億円 （2024 年度見込）
(※)主要品目の産出額	47 億 9,200 万円 （2018年度末現在）	53 億 7,700 万円 （2024 年度見込）
(※)共同活動に取り組む集落数	51 （2018年度末現在）	68 （2024 年度見込）

＜用語解説＞

※6 次産業化

生産者自らが加工や流通・販売に取り組み、経営の多角化を行うことで、農山漁村における雇用の創出や生産者の所得向上を目指すこと。

※農商工連携

生産者と商工業者が連携し、新商品の開発や販売促進に取り組むこと。

※優良農地

一団のまとまりのある農地やほ場、農道、水路などの基盤整備がなされているなど良好な営農条件を備えた農地。

※地産地消

地域で生産された農産物を、その地域で消費する活動。

※障害福祉サービス事業者

障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業者のこと。

※認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「青年等就農計画」（5 年後の目標）を市長に提出して認定を受けた農業者のこと。

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」（5年後の目標）を市長に提出して認定を受けた農業者のこと。

※収入保険制度

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補償する制度。

※GAP（農業生産工程管理）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

※主要品目

おおば、にら、みつば、いちご、水耕せり、パセリ、ピーマン、乳用牛（生乳）、肉用牛（和牛子牛、雑子牛）

※共同活動に取り組む集落数

農地を守るため、共同活動を行っている集落数。(※)中山間地域等直接支払制度取組集落数＋(※)多面的機能支払制度取組集落数

※中山間地域等直接支払制度

傾斜地が多く農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動などに対して助成することで平坦地との条件不利の補正を行う制度。

※多面的機能支払制度

多面的機能とは、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの機能のこと。これらの機能を維持・発揮するための地域共同活動に対して一定の助成を行う制度。

第３節　林業の振興

【動向と課題】

森林は木材などの森林資源の供給のほかに、水源のかん養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を有しています。今後、これらの森林資源の維持や多面的機能を発揮していくためには、自然環境に配慮した適正な(※)間伐等による森林の整備・保全が必要となってきます。

近年、戦後に植林したスギやヒノキなどの人工林が利用時期を迎え、木材として供給が可能な状態となっているにもかかわらず、長期にわたる価格の低迷や森林所有者の高齢化などにより、十分な利用に至っていない状況です。

このようなことから、森林組合等の(※)林業事業体の担い手の確保・育成や木材の安定供給に向けた体制の整備、木材の利用拡大が課題となっています。

また、林業を営む上で、重要な生産基盤である林道については、未舗装箇所の一層の整備を進めるとともに、生活道としての役割を担うなど、多目的な活用が期待されており、災害に強い基盤としての整備が必要となります。

【基本方針】

森林が有する多面的機能が維持、発揮できるよう、(※)森林環境譲与税を活用し、(※)森林経営管理制度に基づいた森林の整備や保全を計画的に行います。

また、林業経営の安定化に向け、生産基盤と供給体制の整備や(※)木質バイオマスの利用など木材の利用拡大を図ります。

【主な取組】

健やかな森林をはぐくむ人づくり

- ＊(※)林業作業士の確保・育成や(※)森林施業プランナーの技術向上などを支援することにより、森林組合等の林業事業体の強化に努めます。
- ＊持続的な森林経営の確立を図るため、地域ごとに森林所有者の連携・共同による森林経営計画の策定を促進します。
- ＊森林整備や加工流通体制の強化を推進するため、林業や木材産業の関係団体によるネットワークを構築します。

森からの恵みがあふれるものづくり

- ＊民有林において(※)森林経営計画に基づいた適正な間伐等の育林と(※)主伐及び主伐後の(※)再造林を推進します。
- ＊森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づいた適切な森林の整備や木材利用を促進し、森林の多面的機能の維持・発揮を図ります。

✻作業の効率化のため整備が必要な森林の集約化や高性能林業機械の導入による低コスト化を促進し、(※)市産材の安定供給体制を構築します。
✻市産材を活用し、教育施設等の公共施設の木造化や内装の木質化を図るとともに、一般住宅における木材利用を促進します。
✻森林整備の際に発生する未利用材等の有効活用を図るため、木質バイオマスの利用を促進します。
✻重点推進品目であるしいたけについては、気候に左右されない生産施設や機械設備等の導入を支援し、安定した供給体制の整備に努めます。

次世代につなぐ地域づくり

✻NPO 法人や地域住民等との連携により、都市と山村との交流を促進することで、荒廃竹林の整備など里山の保全を図ります。
✻市有林については、市民共有の財産として、計画的に間伐等を行い、適正に管理することで、災害に強い優良林の造成に努めます。
✻(※)森林セラピーなど、市民の健康やいやしを促進する機会を提供します。
✻効率的な森林整備や地域住民の利便性などを備えた林道の整備を図ります。

※関連計画

『大分市森林整備計画』『大分市国土利用計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
年間再造林面積	18ha	28ha
年間素材生産量	20,000 ㎥	27,500 ㎥
主要林道舗装延長（累積）	2,733m	3,900m

＜用語解説＞

※間伐

良質な木材の生産と森林を健全な状態に維持していくため、木を伐採し適正な密度にすること。

※林業事業体

間伐や枝打ち、主伐などの森林の整備を行う林業の経営体。森林整備のほかに、森林の調査や施業提案、森林計画制度管理・実行なども行い、森林所有者に代わって地域の森林管理を担う。

※森林環境譲与税

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用等に充当するための目的税。

※森林経営管理制度

森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねる制度のこと。

※木質バイオマス

家畜排せつ物や下水汚泥など生物由来の再生可能な資源（バイオマス）の一つで、チップや製材端材、樹皮、間伐材、木質ペレットなどのこと。発電用燃料としての利用が期待されている。

※林業作業士

主に林業事業体に属しており、間伐や枝打ちなどの森林整備を担う作業員のこと。

※森林施業プランナー

森林所有者に対して森林の整備方針や経費などについて提案する技術者のこと。また、効率的な森林整備を行うために個々の森林の集約化についても提案する。

※森林経営計画

森林所有者などが、経営を行う森林における施業や保護について作成する計画。計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多面的機能を発揮させることを目的としている。

※主伐

木材として利用できる時期にきた木を伐採・収穫すること。

※再造林

スギやヒノキ林などの伐採跡地に再び植栽すること。

※市産材

市内の森林から産出された木材または市内の加工業者等から出荷された国産材。

※森林セラピー

森林内での保養活動を指し、リラクゼーション効果や免疫機能改善等の予防医学的な効果を期待するもの。

第４節　水産業の振興

【動向と課題】

本市の水産業は、別府湾・豊後水道域における海面漁業と、県内の 2 大河川である大分川・大野川での内水面漁業に大別され、海面漁業では、5t 未満の動力船・船外機船など小規模な漁船による一本釣りや各種(※)刺し網漁業等を中心とした沿岸漁業、内水面漁業では、アユ・ウナギなどを対象とした漁業が営まれています。

しかし、海岸線の埋立て後の漁場環境の変化に伴う藻場の減少や高齢化が進むなか、後継者不足による漁業者の減少は深刻であり、さらに、安価な輸入水産物の増加などによる魚価の低迷が続く影響で、漁業経営が悪化しています

そのため、担い手の確保・育成や水産資源の保全を図るとともに、生産性の向上に向けた取組が必要となっています。さらに、消費者ニーズの多様化などに対応した流通体制の整備や消費拡大に向けた取組が必要です。

【基本方針】

豊かな水産資源を守り育てるための良好な漁業環境の保全や漁港・漁場などの基盤整備を行うとともに、後継者の確保・育成に取り組み、生産性が高く持続可能な漁業の振興に努めます。

また、地産地消による消費拡大を進めるとともに、多様化する消費者ニーズに即した流通体制の充実など、市民が安心できる水産物の安定供給を目指します。

【主な取組】

明日の漁業を開く人づくり

- ✻研修制度をはじめとする新規就業者支援により、担い手の確保・育成に努めます。
- ✻地産地消による消費拡大を進めるとともに、各種イベントの開催や食育活動の推進などにより、地場水産物の PR や魚食の普及に努めます。

信頼され魅力あふれるものづくり

- ✻水産資源を増大するため、海面漁業ではイサキ、カレイ、アワビなど、内水面漁業ではアユなどの(※)種苗放流を促進します。
- ✻水産物の安定供給を図るための養殖や畜養の取組を支援します。
- ✻「関あじ」「関さば」などのブランドの維持・向上や消費者ニーズに即した安全・安心な水産物の供給に努め、消費拡大を図ります。
- ✻漁業者や関係団体が主体的に取り組む 6 次産業化や農商工連携を促進し、新たな商品開発と販路の拡大を図ります。
- ✻違反操業の監視強化などの取組を支援し、水産資源の保全を図ります。

豊かな海をはぐくむ地域づくり

✻水産資源を維持・増大するために、(※)魚礁の設置や(※)増殖場の造成を推進します。

✻漁業の拠点となる漁港施設や漁港海岸保全施設の計画的な整備や長寿命化･災害対策の強化を推進します。

✻荷捌き施設、(※)蓄養施設など、流通関連施設の整備や更新を促進します。

✻関係機関・団体と連携して漁場環境や海岸線の保全に努めます。

✻関係機関・団体と連携して水辺でのレジャー・レクリエーション需要に対応した漁港や海岸・河川の適正利用を図ります。

※関連計画

『大分市農林水産業振興基本計画』『大分市国土強靭化地域計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値
増殖場の造成面積	37,564 ㎡ （2018 年度実績）	87,000 ㎡ （2024 年度見込）
新規就業者数（累積）	11 人 （2018 年度実績）	34 人 （2024 年度見込）
ブランド魚種の漁獲量 （関あじ、関さば、イサキ）	229.3 t （2018 年実績）	240.0 t （2024 年見込）

＜用語解説＞

※刺し網漁業

魚の回遊を遮るように網を張り、網目に刺さった魚やからまった魚を漁獲する漁業。

※種苗放流

種苗生産(人工的に卵をふ化させて稚魚や稚貝をつくること)、中間育成(天然種苗や人工種苗を放流できる大きさまで育てること)、放流(適正サイズまで中間育成した種苗を、生息に適した海域に放すこと)の一連の作業。

※魚礁

魚を集めて効率的に漁獲することを目的にコンクリート製や鋼製の人工の構造物を海底に設置したもの。稚魚の保護や育成の効果もある。

※増殖場

産卵場所や稚魚の隠れ家となる藻場を造成するために海底に自然石やコンクリートブロックを設置した場所。

※蓄養施設

漁獲された魚介類の出荷調整を行ったり、漁獲によるダメージを回復させたりするための水槽や生けすなどの施設。

第２章　活気ある流通・サービス業の展開

第１節　商業・サービス業の振興

【動向と課題】

本市の商業・サービス業は、新産業都市建設の進展によりもたらされた人口の増大や市民生活の質の向上を受け、大きく発展してきました。

一方、近年、大型商業施設の進出やコンビニエンスストアの増加、高速交通体系の整備に加え、スマートフォンなどの情報通信機器や SNS の急速な普及により、インターネット通信販売市場が拡大するなど、小売業を中心に商業・サービス業を取り巻く環境は大きく変化し、市場競争が激化しています。

こうしたなか、高齢化などによる後継者不足が深刻化するとともに、地域の商店街では空き店舗が増加しており、市民生活を支える「地域商業の振興」や「雇用機会の創出」「地域コミュニティの担い手」などの商店街に求められる機能の低下が危惧されています。

今後は、人口減少の影響により市場規模の縮小が進むなか、人材の育成や後継者の確保、キャッシュレス化や外国語表記への対応などの経営基盤の強化や、創業支援、さらには商業集積地におけるにぎわいの場づくりなど、商業・サービス業の振興を図るための多様な施策の展開が求められています。

【基本方針】

商業・サービス業の活性化に向けて、人材育成などの支援を通じ経営基盤の強化を図ります。また、創業支援などにより、店舗の集積を促進し、商店街の機能が最大限発揮できるように、商店街組織の機能強化を図ります。

さらに、刻々と変化する商業・サービス業の動向や課題を的確に把握するため、個々の事業者との意見交換の場を積極的に設けるとともに、商工会議所などの中小企業支援団体との連携を強化します。

【主な取組】

特色ある個店づくり

＊商店の独自性、専門性など個性化を支援するとともに、ICT の活用など、多様化、高度化する消費者ニーズに対応した個店づくりを促進します。

魅力ある商店街づくり

＊消費者の利便性の向上、快適な買物空間の創出のための施設等の設置・運営や、にぎわい・憩いの場の創出のためのイベントなどに対し支援を行うことにより、地域特性を生かした商店街の活性化や地域コミュニティの拠点としての機能の充実を図

ります。

経営基盤の強化

✻高度な専門的知識、技能を有する人材の育成・確保に努めるとともに、経営相談や経営診断体制の充実を図ります。
✻業務の高度化・効率化や、新分野・新業態への事業展開のための支援を行います。
✻同業種間の連携、異業種間交流などによるネットワークづくりを促進します。
✻中小企業・小規模事業者の販路拡大のための支援制度の充実に努めます。

創業支援

✻融資制度等の充実を図り、さまざまな価値観に対応した新たな商業・サービス業の創業を支援します。

意見交換の場の充実

✻企業訪問や各種団体の会合等への参加を通じて、課題やニーズの把握に努めます。
✻中小企業支援団体と積極的な情報交換を行い、効果的な施策の展開に努めます。
✻さまざまな事業者の出会いと意見交換の場を提供することで、取引の拡大や事業承継につなげるなど、企業間のマッチングを支援します。

※関連計画

『第２次大分市商工業振興計画』『大分市中心市街地活性化基本計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値
小売商業の年間商品販売額	5,551 億円 （H28 経済センサス）	5,700 億円 （2024 年度見込）
卸売商業の年間商品販売額	9,127 億円 （H28 経済センサス）	9,900 億円 （2024 年度見込）
中心部商店街の空き店舗率	9.8% （2019 年３月時点実績）	4.6% （2024 年度見込）

第２節　流通拠点の充実

【動向と課題】

近年、市場を取り巻く状況については、急速に進む少子高齢化に伴う人口減少や消費者ニーズの多様化、流通形態の変容に起因する取扱量の減少等が大きな課題となっています。また、本市の公設地方卸売市場は、開場後 40 年が経過するなかで施設の老朽化が顕著になってきています。

今後、市民の「食」の安全・安心に対する意識が高まるなか、このような課題の解決に向けて、施設整備や市場の活性化、管理運営体制などについて、中長期的な市場の方針を明確化し、生鮮食料品の流通拠点として健全に発展していくことが求められています。

また、本市では、(※)大分港大在公共埠頭を中心とする地域が、輸入促進地域として指定されたことに伴い、流通港湾として整備されてきました。あわせて、東九州自動車道の開通による高速道路網の充実により、東九州の玄関口として、人の流れ、物の流れが活性化しており、海路と陸路の結節点となる大分港大在公共埠頭では、国内航路は(※)RORO 船が、外国航路はコンテナ船が運航しています。

近年、トラック輸送における運転手不足などを背景に、陸路から海路へ輸送手段を転換する(※)モーダルシフトが進行しており、大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の重要性がさらに増しています。

このような状況を踏まえ、引き続き、広域流通拠点の整備に取り組む必要があります。

【基本方針】

公設地方卸売市場は、市民へ生鮮食料品等を安定的かつ効率的に供給するための重要な流通拠点であることから、市場の整備や活性化に向けた中長期的な方針に基づいて市場機能の充実を図ります。

また、本市が東九州の玄関口として、広域流通拠点としての整備を促進するため、関係機関と連携し、大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の機能の向上や活用促進に取り組むとともに、大分流通業務団地の活用促進を図ります。

【主な取組】

公設地方卸売市場の機能向上

- ＊中長期的な方針に沿って、市場の機能向上に努めます。
- ＊市民の「食」の安全・安心に対する意識の高まりのなか、関係機関と連携して品質管理を徹底し、市場の信頼性の向上に努めます。
- ＊市場の市民への一般開放やホームページを利用した情報発信等を通じて、地元産食材をはじめとした生鮮食料品等の消費拡大を推進します。

大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の活用促進

＊良好な流通環境を活用し、定期航路の路線数・便数の充実や港湾の機能強化を図るとともに、関係機関と連携し国内外への広報活動やポートセールスを行い、大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の活用を促進します。

大分流通業務団地の活用促進

＊融資・助成制度の活用や関係機関との連携による企業誘致の促進を通じ、物流の集団化・共同化等による効率的な流通システムの構築を行い、大分流通業務団地の活用促進を図ります。

※関連計画

『第２次大分市商工業振興計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値
(※)大分港大在コンテナターミナルの取扱実入りコンテナ数（外貿及び内貿）	37,249(※)TEU（2016～2018 年実績平均）	38,000TEU（2024 年見込）
公設地方卸売市場における取扱金額(青果部)	149 億円（2018 年度実績）	149 億円（2024 年度見込）
公設地方卸売市場における取扱金額（水産物部）	79 億円（2018 年度実績）	85 億円（2024 年度見込）

＜用語解説＞

※大分港大在公共埠頭

国内航路の RORO 船並びに外国航路のコンテナ船が運航している海上貨物航路を有する流通拠点港湾。

※RORO 船（Roll-on roll-off ship）

ロールオン・ロールオフ船の略。船体と岸壁を結ぶ出入路を備え、貨物を積んだトラックが、そのまま船内外へ自走できる貨物専用フェリー。

※モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

※大分港大在コンテナターミナル

東アジアをはじめとする環太平洋諸国との物流拠点港を目指して大在公共埠頭に整備され平成 8 年に供用開始。現在（令和元年）コンテナ船による外国航路は韓国、中国、台湾に、国内は神戸に運航している。

※TEU

「Twenty-foot Equivalent Unit」の略で、20 フィート（長さ約 6m）のコンテナに換算したコンテナ個数の単位。

第３章　安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

【動向と課題】

近年、大分市の雇用情勢は改善し、有効求人倍率は高い水準で推移しています。しかし、「雇用のミスマッチ」や生産年齢人口の減少による働き手の確保が全国的な課題となるなか、本市においても企業の人手不足が深刻化しています。

また、雇用形態としては、正規雇用者の割合は減少し、非正規雇用者の割合は増加傾向にあります。

このようななか、地域経済をより活力あるものへと発展させていくためには、働く意欲がある人の、希望する働き方と適性に応じた就労機会の拡大や、企業の人材確保・育成の支援、若者の職業意識の醸成、女性・高齢者・障がい者のさらなる社会進出の促進、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進などが必要となっています。

さらに、すべての勤労者が、安心して働き続けることができる社会の実現に向け、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保など、「働き方改革」の推進が求められており、雇用労働環境の変化に応じて、国や県などの関係機関と連携し、課題の解決に向け取り組む必要があります。

【基本方針】

(※)UIJ ターンの促進や「雇用のミスマッチ」の解消に努めるとともに、若者・女性・高齢者・障がい者などが意欲と能力に応じて働けるよう就労機会の拡大を図ります。

また、国や県、関係機関と連携しながら、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進、企業の人材確保・育成を支援することで、安定した雇用の確保に努めます。

あわせて、長時間労働の是正や、中小企業の福利厚生の充実など、労働環境の整備を推進します。

【主な取組】

就労支援

(1) 就労機会の拡大

＊企業誘致、新規・成長産業の育成・支援、既存企業の振興などを促進し、多様な就労の場と安定した雇用の確保に努めます。

＊関係機関と連携し、若者・女性・高齢者・障がい者など働く意欲のあるすべての人々を対象とした就労支援セミナーを開催します。

＊市外で働く人や求職者が、本市で就職する機会を広げることで UIJ ターンを促進します。

＊企業の人材確保・育成への支援を積極的に推進することにより、若者・女性・障がい者などの就労機会の拡大や早期離退職防止に取り組みます。

＊（公社）大分市シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労機会の拡大に努め

ます。

✻国や県、関係機関と連携し、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進に取り組みます。

(2) 技能奨励と若年者の職業意識の早期醸成

✻技能尊重の気運の醸成に努めるとともに、異業種の技能者間の交流を促進します。

✻中学生を中心とした若年者を対象として、「仕事・働くこと」について考える機会を提供します。

(3) 相談体制の充実

✻関係機関と連携し、若年者などへ就労に関する情報の提供やキャリアカウンセリング等を行い、相談体制の充実に努めます。

勤労者福祉の充実

(1) 福利厚生の充実

✻中小企業等における勤労者向けの融資制度の充実や退職金制度の普及促進など、企業規模による福利厚生面での格差の解消に向けた取組を推進します。

✻（一財）おおいた勤労者サービスセンター等の関係機関と連携し、中小企業で働く勤労者、パート・アルバイト、派遣労働者などの勤労者福祉の充実に努めます。

(2) 労働環境の整備促進

✻関係機関と連携し、労働災害や職業病の未然防止を図るなど、外国人材を含むすべての勤労者が安心して働ける環境の整備を促進します。

✻関係機関と連携し、年間総労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現と、労働環境の改善に向けた啓発に努めます。

(3) 融資制度の活用の促進

✻勤労者の病気療養や出産、教育などに関する融資制度の適切な活用を推進します。

(4) 余暇などへの支援

✻勤労者の地域活動や文化・スポーツ活動などを行う各種協議会への支援や情報提供に努めます。

✻レクリエーションや異業種・異文化体験などを通じた勤労者の相互交流を推進します。

※関連計画

『第 2 次大分市商工業振興計画』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値
（公社）大分市シルバー人材センターの事業実績金額	6 億 7,992 万円 （2018 年度実績）	8 億 3,500 万円 （2024 年度見込）
（一財）おおいた勤労者サービスセンターの会員数	20,847 人 （2019 年 3 月末現在）	22,500 人 （2025 年 3 月末見込）
UIJ ターン就職者数（（※）おおいた産業人財センターの登録者のうち、大分市へ就職した人数）	289 人 （2016～2018 年度累計）	475 人 （2020～2024 年度の累計）

＜用語解説＞

※UIJ ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

※おおいた産業人財センター

県が開設した、地域経済や雇用を支える県内中小企業の自立・挑戦を応援するために、企業における人材確保・定着を支援する拠点。

第４章　魅力ある観光の振興

【動向と課題】

国は、国内外からの交流人口の増加や、地域経済への大きな波及効果が期待される観光をわが国の成長戦略の柱、地方創生への切り札ととらえており、観光を基幹産業へと成長させ、観光先進国の実現を図るため、訪日外国人旅行者の地方への誘客を増大させていくための取組を進めています。

また、県においては、源泉数、湧出量ともに日本一を誇る温泉と多彩な食の魅力により他地域との差別化を図りながら、地域資源を生かした魅力的な観光地づくりや国内外からの誘客促進に向けた取組を進めています。

東九州の拠点都市として発展してきた本市は、高崎山自然動物園や水族館などの観光施設や約 600～800m の地下から湧き出る深層熱水である大深度地熱温泉、関あじ・関さばやとり天をはじめとする豊かな食など、さまざまな観光資源を有しており、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会等を契機に、訪日外国人旅行者に対する受入環境整備が進んだほか、「ななせダム」や「道の駅のつはる」の完成、大友氏遺跡を中心とした歴史公園整備の進展など、地域資源や歴史文化を生かした新たな観光施設が着々と整備されています。

今後は、本市の特性を生かしながら国内外からの観光誘客を推進するため、観光資源のさらなる魅力向上に努めるとともに、刻々と変化する旅行者ニーズに的確に対応した情報発信や、さらなる増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入態勢整備に取り組む必要があります。

【基本方針】

本市が有する観光資源の磨き上げや新たな資源の発掘を行うことでブランド力の向上に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてくれるような「おもてなしのまちづくり」に取り組みます。

また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業者・関係機関と協力し効果的な情報発信や誘客を国内はもとより、海外にも積極的に展開することで、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。

【主な取組】

観光資源の魅力向上

＊美しい自然や点在する観光スポットをはじめとして、まつり、スポーツ等各種イベントといった本市が備える多彩な観光資源の魅力向上に努めます。

＊「関あじ・関さば」や「大分ふぐ」「とり天」や「りゅうきゅう」など、地元の食材や郷土料理等を生かした食観光の推進を図ります。

✻本市の歴史や文化を学ぶ観光や参加体験型の観光、さらには本市の産業を活用した産業観光など、地域の観光資源の磨き上げや掘り起こしに取り組みます。
✻ビジネスや(※)MICE など多様な旅行目的に対応する環境づくりに取り組みます。
✻外国人を含め、本市を訪れた人が快適に過ごすことができるよう、観光施設等における(※)ユニバーサルデザインの推進や多言語対応をはじめとする受入態勢の整備・充実に努めます。

豊の都市おおいたの魅力発信

✻観光パンフレットやホームページはもとより、(※)SNS や映像等のさまざまな情報発信ツールを効果的に活用しながら、本市の観光資源について戦略的な情報発信に努めます。
✻観光大使など発信力のある人材との連携・協力による情報発信を行い、話題性のあるプロモーション展開を図ります。
✻東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や 2025 年の大阪・関西万博等多くの集客が望めるイベントの開催を好機ととらえ、アジアをはじめ、世界の多くの国々に向けた本市の魅力発信に努めます。

観光振興に向けた連携

✻個人や団体、事業者、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。
✻県下の市町村や九州各都市、歴史的・文化的なつながりを持つ都市などとの広域的な交流・連携を強化し、訪日外国人旅行者も視野に入れた広域的な観光ルートの確立など、さらなる誘客に向けた戦略的な取組に努めます。

※関連計画

『大分市観光戦略プラン』

【目標設定】

指標名	現状値	目標値
観光入込客数	3,659,141 人 (2018 年実績)	4,880,000 人 (2024 年見込)
観光宿泊客数	998,330 人 (2018 年実績)	1,050,000 人 (2024 年見込)
外国人観光宿泊客数	64,468 人 (2018 年実績)	82,000 人 (2024 年見込)

＜用語解説＞

※MICE

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(IncentiveTravel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

会員制のウェブサイト上で職業・趣味・写真・文章などを公開し、会員同士で交流できる機能を提供するサービス。

第５部

将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり

（都市基盤の形成）

第１章　快適な都市構造の形成と機能の充実

第１節　計画的な市街地の形成

【動向と課題】

本市では、これまでに新産業都市の建設を機軸に後背地等の整備をはじめ、良好な市街地の形成を進めてきました。しかし、人口増加に伴う郊外の大規模開発などによる急激な市街地の拡大は、中心市街地の空洞化を加速させるなどの問題を生じさせてきました。

現在は、東九州自動車道などの整備に伴い、都市・地域間の経済・産業活動及び市民活動の活発化・広域化が進むなか、都市の国際化や情報化、超高齢社会を踏まえた都市基盤の形成に加え、自然と調和した景観や歴史・文化を生かした市街地の形成並びに中心市街地の再生・活性化に向けたまちづくりを進めています。特に大分駅周辺の中心市街地においては、南北市街地の一体化の実現や新たに生活サービス機能の整備が行われるなど、県都・中核市としてふさわしいまちづくりが進んでいます。

これからは、「潤い、美しさ、豊かさ」で満たされるバランスのとれた都市の創造を目指して、各地域の特性を生かした均衡ある発展と秩序ある市街地の形成が重要となります。そのためには、市民の意向を把握するとともに、人口推計や年齢構成及び産業構造の変化や市街化の動向など、都市を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、地区の拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと交通ネットワークとの連携による長期的なビジョンに立った持続可能なまちづくりが必要となります。

また、高度経済成長期において集中的に整備された橋梁、トンネルなどの都市基盤施設の老朽化が進んでおり、適切な時期に維持管理を行っていく必要があります。

【基本方針】

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、(※)多極ネットワーク型集約都市の形成に向け、多様な生活サービス機能が集積した県都にふさわしい風格ある広域都心と、自然・歴史・文化など地域の特性を生かした魅力ある地区拠点の形成を図ります。

あわせて、これらの拠点を中心に幹線道路の整備や公共交通網の充実などにより地域間の連携を強化し、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進します。また、市民とともに、新たな魅力の創出、地域の活力維持・増進に向けたまちづくりを図るとともに、人にやさしく美しい都市空間の創造を推進します。

老朽化が進んでいる橋梁やトンネルなどの都市基盤施設は、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を行い、長寿命化を推進します。

【主な取組】

風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成

✻県都・中核市として、また、東九州の政治・経済、文化、交通などの拠点として、広域都心の総合的な整備を推進します。

✻多様な生活サービス機能を集積した、便利で暮らしやすい環境の整備を進めるなど、大分駅周辺における中心市街地の活性化を図り、風格とにぎわいのある都市拠点の形成を目指します。

✻地域の自然・歴史・文化などの特性を生かした個性的で魅力のある暮らしやすい地区拠点の形成を目指します。

✻既存ストックを有効に活用した環境負荷の小さいまちづくりを推進します。

計画的な土地利用の推進

✻自然・歴史・文化に配慮し、商業・工業、住居・田園などのバランスを保った、将来にわたり持続可能な魅力ある都市の形成を目指すため、社会情勢の変化や地域特性を考慮した土地利用の規制や誘導策を検討します。

✻良好な市街地の形成を目指し、区画整理や住環境の整備、市街地再開発など、地域の特性に応じた事業の推進を図ります。

✻市街地の整備等に当たっては、低・未利用地の有効活用など、効率的かつ都市の健全な発展に資する土地利用を図るとともに、緑の保全や創造、景観、防災などに配慮し、周囲の環境との調和、宅地等の安全性の確保に努めます。

✻都市基盤の整備や大規模災害時の復旧復興に備え、地籍整備のさらなる推進を図ります。

産業や生活を支える道路体系の確立

✻県及び東九州における産業や生活などの拠点都市として、平常時の物流や交流及び災害時の多重性・代替性を考慮した広域的な連携に資する道路体系の整備を促進するとともに、地域の都市活動を円滑にするため、拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ道路網を構築します。

高規格道路	大分中央幹線道路や中九州横断道路など、本市と九州圏内各地の拠点都市間を連絡し、本市の拠点性を高める道路を高規格道路として位置付け、整備に向けた取組を進めます。
広域幹線道路	国道 10 号、197 号、210 号、442 号など、本市と周辺市との連絡を果たし、本市の都市構造の主要な骨格を形成する道路を広域幹線道路として位置付け、整備に向けた取組を進めます。
都市幹線道路	（都）上野丘南大分線など、広域幹線道路の機能を補完して地区間の道路網を形成し、本市の都市構造の骨格をなす道路を都市幹線道

	路として位置付け、整備に向けた取組を進めます。
幹線市道	主要施設や集落間の連絡、また、幹線道路網との連携など、日常生活の根幹的な役割を担う市道として位置付け、整備に向けた取組を進めます。
一般市道	市民生活と密着した道路として位置付け、地域の生活環境改善のための道路や幅員が狭く緊急車両の通行困難な道路などの改良に向けた取組を進めます。

＊市域の均衡ある発展と経済・産業活動の活性化、交通渋滞の緩和などのため、道路、橋梁の拡幅や新規橋梁、休憩施設等の整備を促進します。

人にやさしく美しい都市空間の創造と整備

＊高齢者や障がいのある人をはじめとするだれもが円滑に移動ができ、安全・安心に都市施設の利用ができるよう、段差の解消や点字ブロックの適正配置、無電柱化の推進などユニバーサルデザインに配慮した都市空間の整備に取り組みます。

＊災害時の延焼遮断帯や避難・輸送路、避難場所など災害に強い都市空間の整備を進めます。

＊風格のある質の高い都市景観づくりや地域の特性を生かした個性ある都市空間形成を推進するとともに、歴史・文化・芸術を生かした観光拠点の整備を推進し、回遊性の高い、魅力的で歩いて楽しい都市を創造します。

＊森林・緑地や河川などは、都市に残された貴重な自然であり、市民の憩いの空間として環境に配慮した整備に取り組みます。

既存都市施設の計画的な維持管理

＊道路、橋梁、トンネルなどのインフラ施設は、将来にわたり機能と安全性を確保するため、重要度に応じた維持管理レベルの設定や新技術活用についての検討、点検等による予防保全型維持管理への移行などに取り組み、計画的な維持管理を推進するなかで、施設の長寿命化や(※)ライフサイクルコストの縮減を図ります。

※関連計画

『大分市都市計画マスタープラン』『大分市立地適正化計画』『大分市国土利用計画』
『大分市景観計画』『大分市公共施設等総合管理計画』『大分市バリアフリー基本構想』
『大分市地籍調査実施基本計画』『大分都市圏総合都市交通計画』『第2期大分市耐震改修促進計画』
『大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画』『第3期大分市中心市街地活性化基本計画』
『大分市西部海岸地区魅力創造拠点施設形成基本構想』『大分市歴史的風致維持向上計画』
『大分市緑の基本計画』『大分市中心市街地公有地利活用基本構想』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度末現在）	目標値 （2024 年度見込）
(※)幹線道路整備延長（累積）	266.1km	268.8km
(※)無電柱化延長（累積）	41.2km	44.0km
(※)都市機能誘導区域内に立地する (※)誘導施設の割合（大分都心拠点）	87%	増加

＜用語解説＞

※多極ネットワーク型集約都市

教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者や子どもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※ライフサイクルコスト

構造物などの建設費・維持管理費・改築費をトータルして考えたもの。

※幹線道路整備延長

高規格道路、広域幹線道路、都市幹線道路、幹線市道の整備延長の合計。

※無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないよう配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすもの。

※都市機能誘導区域

都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設など都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市機能増進施設）の立地を誘導すべき区域。

※誘導施設

都心拠点および各地区拠点に設定した都市機能誘導区域内において、立地を誘導すべき都市機能増進施設。

第２節　交通体系の確立

【動向と課題】

少子高齢化の進展や地球温暖化等の環境問題、情報通信技術（ICT）の劇的な進歩による技術革新など、交通を取り巻く環境が大きく変化しています。

これらの変化に的確に対応し、将来にわたってまちづくりを支える交通体系を構築していくために、国や自治体、交通関連事業者、交通施設管理者、利用者、地域住民等の幅広い関係者が十分な連携・協働により交通施策に取り組むことが求められています。

一方、本市では車社会の進展と市街地の拡大により、日頃の交通手段として車利用が広く定着するなか、公共交通の利用者の減少や運転手不足などにより交通事業者の経営環境は厳しさを増し、路線廃止や便数の減少といったサービスの縮小が行われ、車を使える人と使えない人との間に移動の自由の格差が生じています。

また、人口減少社会の到来により、公共施設や商業施設など、まちの機能をコンパクトに集約し、利便性の高いまちづくりが必要とされており、こうしたまちづくりを支える道路整備とあわせ、だれもが快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築が求められています。

さらに、国際化の進展や広域交流の拡大に対応するため、広域的な移動を支える交通ネットワークの強化が求められています。

交通渋滞の緩和や公共交通ネットワークを補完する役割も担う自転車に関しては、安全で快適な利用環境の創出が求められています。

【基本方針】

市民、交通事業者、行政等の幅広い関係者が十分な連携・協働のもとで、だれもが利用できる持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るとともに、自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との最適な組合せにより、まちづくりを支える交通体系の確立を図ります。

【主な取組】

公共交通ネットワークの構築

＊交通事業者等と連携し、利用者により分かりやすく利用しやすい環境の整備を進めるとともに、効率的で効果的なバス路線網の構築を目指します。

＊交通事業者等と連携し、各鉄道駅における駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備をはじめ、新駅の設置、日豊本線の高速・複線化などを促進するとともに、バスやタクシーをはじめとする交通機関との乗り換えなど、交通結節機能の強化を目指します。

＊地域の関係者との協働や交通事業者との連携により、公共交通の不便地域等におけ

る日常生活に必要な生活交通路線の確保を図ります。

✻市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して暮らし続けることができる(※)多極ネットワーク型集約都市の形成に向け、まちづくりと連携した持続可能な公共交通の在り方を検討します。

✻自動運転車両など新たな公共交通システム導入の必要性等について検討します。

公共交通の利便性の向上と利用促進

✻高齢者や障がいのある人等の移動制約者や、訪日外国人旅行者、来訪者等の公共交通機関を利用した移動の安全性及び利便性の向上を図るため、市民、交通事業者、行政が一体となり、ハード・ソフトの一体的な取組のもと利用環境のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を促進します。

✻公共交通の利用促進を図るため、過度に自動車に頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への自発的な転換を促すモビリティ・マネジメント（MM）の取組を推進します。

自転車等利用環境の充実

✻国、県等の関係機関と連携し、連続性のある自転車走行空間の整備を進めるなど、自転車を安全・快適に利用できる環境づくりに努めます。

✻駐輪場の整備やシェアサイクルの導入、自転車利用者の安全対策に関する取組を進めます。

広域交通ネットワークの強化

✻地域間の連携や交流の促進、(※)リダンダンシーの確保、物流の機能向上等を図るため、港湾、空港の機能充実や、道路の整備を促進するとともに、公共交通ネットワークの維持・利用促進に努め、有機的な広域交通体系の確立を関係機関等と連携して進めます。

✻東九州新幹線の整備実現に向けて、国や九州各県、関係機関などと連携して事業の推進を図ります。

✻豊予海峡ルートの整備など本市と四国・関西方面を結ぶ太平洋新国土軸構想の実現に向けて、国や九州・四国各県、関係機関などと連携し、相互に情報共有や交流を行う中で、事業の推進を図ります。

交通渋滞の解消・緩和

✻国、県との関係機関と連携し、公共交通への利用転換並びにノーマイカーデーや時差出勤、(※)パークアンドライドなど、交通の円滑化を図る取組を促進し、渋滞等の交通問題の解消・緩和に努めます。

※関連計画

『大分市都市計画マスタープラン』『大分市立地適正化計画』『大分都市圏総合都市交通計画』
『大分市地域公共交通網形成計画』『大分市バリアフリー基本構想』『大分市自転車利用基本計画』
『大分市自転車等駐車場整備計画』『大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度末現在）	目標値 （2024 年度見込）
人口１人当たりの年間公共交通（鉄道・バス）利用回数	45.3 回	48.0 回
市が設置する中心市街地における駐輪場の収容台数	4,063 台	4,750 台

＜用語解説＞

※多極ネットワーク型集約都市

教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、高齢者や子どもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※リダンダンシー

国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。

※パークアンドライド

都心部への自動車交通の削減と公共交通利用促進のため、自宅から車で最寄りの駅またはバス停周辺に駐車し、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう移動形態。

第３節　地域情報化の推進

【動向と課題】

近年、わが国の情報通信技術（以下「(※)ICT」という。）の急速な進歩はさまざまな分野において大きな影響を与えており、社会生活に必要不可欠なものとなっています。

スマートフォンやタブレット端末による情報発信や、あらゆるモノがインターネットにつながる(※)IoT などにより、情報のデジタルデータ化がこれまで以上に進んできたことから、情報を適正に管理することがより一層重要視されるとともに、行政や企業だけでなく市民一人ひとりが情報セキュリティやモラルに対して高い意識を持つことが重要となっています。

また、一段と少子高齢化が進展するなか、福祉、教育、防災、観光、文化などさまざまな分野において、ICT の利活用を促進し、価値ある情報をいかに地域経済の活性化や産業の振興、市民サービスの向上につなげていくかが問われています。

本市では、これまでホームページやSNS、電子申請などのインターネット技術を通じて、市民との双方向性の確保に努めるとともに、ICT によって行政内部の事務の効率化を進めながら、質の高い行政サービスの提供を行ってきました。

今後も、市民の利便性向上のため、行政サービスのデジタル化を推進するとともに、行政が保有する各種データを(※)オープンデータ化し二次利用を促進することで、地域の活性化を図るなど、新たな行政サービスについて検討していきます。

また、マイナンバーカードの一層の普及や利活用範囲の拡大に努めるとともに、(※)AI などの最新技術を活用した行政事務のさらなる効率化への取組を進める必要があります。

一方で、プライバシー侵害や、個人情報等の不当な利用、改ざん、情報漏えいなどの問題、(※)情報格差の拡大が懸念されることから、最新の情勢に対応したセキュリティ対策を実施するとともに、市民が安全に安心して ICT の恩恵を享受できる体制の構築が求められています。

【基本方針】

ICT を活用し、国、県や他の自治体と連携しながら、安全で快適な市民生活の実現と、活力ある地域経済・産業の育成を図ります。

また、情報格差の是正に向けた取組を行うとともに、重要な個人情報などを扱う自治体として、情報セキュリティのより一層の充実を図ります。

【主な取組】

オンライン化の推進

＊市民が行う手続の簡素化や市民の利便性の向上のため、行政手続のオンライン化や、行政が発信する情報のオンライ化を推進します。また、行政事務の効率化のために

事務のオンライン利用を推進します。

オープンデータの推進

✻地域経済の活性化のために､行政が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

✻地域経済の活性化を促すために、産学官と連携し、オープンデータを活用したサービスの提供を促進します。

マイナンバーカードの普及・活用

✻市民の利便性の向上や事務負担の軽減を図るため、マイナンバーカードの一層の普及と利活用範囲の拡大に取り組みます。

情報格差の是正

✻観光客や市民がいつでも、どこでも ICT を利活用できる環境づくりのため、公衆無線 LAN 環境の整備・拡充に取り組みます。

✻市民が情報通信サービスを享受できるよう、地域ニーズに基づいた情報通信基盤の整備に努めます。

✻市民が等しく安全・安心に ICT を利活用し、その恩恵が得られるよう、ICT 講習や情報モラルに重点を置いた情報教育を実施します。

ICT による業務効率化・最新技術の調査研究

✻行政事務のさらなる効率化や経費削減のため、システムの最適化に取り組みます。

✻今後のデータ利活用及び地域情報化を推進するため、ビッグデータの活用や、AI をはじめとした最新技術の利活用に向けた調査・研究に取り組みます。

情報セキュリティ対策

✻市民が安心して行政サービスを受けることができるよう、個人情報の保護や情報セキュリティのより一層の強化を図ります。

※関連計画

『大分市情報化推進計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
オープンデータ公開件数	650 件	1,500 件
大分市無料公衆無線 LAN アクセスポイント数（累積）	79 アクセスポイント	100 アクセスポイント
ICT 講習会受講者数(累計)	57,650 人	76,000 人

＜用語解説＞

※ICT(Information and Communication Technology

情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。

※IoT(Internet of Things)

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※オープンデータ

コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用（加工、編集等）するのに適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

※AI(Artificial intelligence)

コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

※情報格差

ICT を利用する能力や機械を持つ人と持たない人の間で、ICT 活用により受けられるさまざまな利益に格差が生じること。

第２章　安定した生活基盤の形成

第１節　水道の整備

【動向と課題】

水道は、市民生活や産業基盤を支える重要なライフラインであり、本市ではこれまで計画的な水道施設の整備や拡張事業を推進し、その普及率は 99.5%を超えるまでになりました。

今後は、人口減少社会の到来に伴う料金収入の減少が見込まれることに加え、高度経済成長期に整備された管路や施設の更新需要への対応、災害に強い水道施設の強靭化が必要とされるなど、水道を取り巻く環境は大変厳しくなることが予測されています。

このようななか、2017（平成 29）年 4 月には水道料金の改定や大口使用者等特別料金制度の導入を行うなど、利用者の使用実態や社会環境の変化に応じた取組を進めていき、水道水の需要の喚起に努めています。さらに、効率的かつ計画的な事業経営に努め、経営環境の大きな変化の下でも健全な経営を維持するための取組を進めていくことが重要となります。

また、安心しておいしく飲める水を提供するために、水道水源である河川の水質保全とともに浄水施設能力や水質管理体制の充実・強化を図っていくほか、地震や津波、台風などの自然災害や渇水などさまざまなリスクを想定し、危機管理体制を強化していく必要があります。

【基本方針】

快適で安定した生活を支えるライフラインとして、安全で良質な水の安定供給を図るための諸施策を着実に展開するとともに危機管理体制のより一層の強化を推進します。

また、経費縮減と安定した料金収入の確保などにより経営基盤の強化を図るとともに、管路耐震化など水道施設の強靭化を進めることで、将来にわたり安全・安心で持続可能な水道事業の確立を推進します。

【主な取組】

安全・安心な水道サービスの提供

＊給水区域内に点在する未普及地区に対して、地域の特性に応じた整備手法の検討を進めます。

＊大分川、大野川など、水道水源の水質保全のため、河川流域の住民や国・県・関係自治体との連携を図ります。

＊安全で安心して飲める、よりおいしい水を提供するため、浄水処理技術や施設機能の向上に努めるほか、凍結防止など給水装置の適切な維持管理の方法を広報します。

経営基盤の強化

＊大分川ダム建設参画で取得した安定水利権により安定的な給水体制を確立されたことから、地下水転換者の水道水回帰など水道水の需要の拡大を促進します。

＊配水管等の維持管理業務の委託や、産学官の共同研究など民間活力の導入を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用や資産の有効活用などを図ります。

＊水道施設の総合的な配水管理システム及び浄水場監視制御システムを活用し、施設の効率的運用と監視機能の向上を図り、水の有効利用を推進します。

＊将来にわたって安定的な経営基盤を確立するため、中長期的な視点に立って効率的・効果的な事業運営に努めます。

水道施設の強靭化

＊主要配水池や重要給水施設への(※)基幹管路等から整備・更新を進めます。

＊耐震性が低い管種等の更新を前倒しして行うとともに、漏水の多い管種等を優先して更新し、水道施設の適正な維持管理や長寿命化など計画的な更新に努めます。

危機管理体制の強化

＊(※)上下水道局業務継続計画（上下水道 BCP）などに基づく訓練を行うとともに、施設のバックアップ機能の強化など災害や緊急時に迅速な応急給水、応急復旧活動が行えるよう危機管理体制の強化を図ります。

＊民間事業者や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行い、連携・協力体制の充実を図ります。

※関連計画

『大分市水道事業基本計画』『大分市公共施設合管理計画』『大分市上下水道事業経営戦略』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
基幹管路の(※)耐震適合率	66.6%	72.5%
(※)建設改良積立金	4 億円	35 億円

＜用語解説＞

※基幹管路

導水管、送水管、口径 400 ㎜以上の配水本管のこと。

※上下水道局業務継続計画（上下水道 BCP）

大規模な災害、事故等で職員、庁舎や上下水道局が管理する設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断せず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧するための計画。

※耐震適合率

強い地盤に布設された耐震適合性のある管や耐震性能のある管の管路全体に占める割合。

※建設改良積立金

将来の建設または改良工事等を行うための財源とする目的で利益から積み立てる積立金。

第２節　下水道の整備

【動向と課題】

下水道は、市民の健康で快適な生活環境の確保及び河川、海域など公共用水域の水質保全を図る汚水処理機能と、降雨時における市街地の雨水排除機能を備えており、安全で豊かな市民生活の実現を図るためには欠くことのできない都市基盤施設の一つです。

近年の都市化の進展や生活様式の多様化などに伴い、より快適で衛生的な生活環境の確保が求められています。また、近年急増しているゲリラ豪雨などによる浸水被害軽減のため、雨水排水ポンプ等を設置し強制的に排水を行うなどの対策強化が求められており、公共下水道の果たす役割はますます重要となっています。

このようななか、将来にわたり安全・安心な下水道サービスを提供するため、汚水処理施設の整備促進などにより経営の健全化を図るとともに、浸水対策のための雨水排水ポンプ場等の整備や老朽化が進む施設の計画的な改築・更新を進めていく必要があります。

【基本方針】

汚水処理及び雨水排除の都市基盤施設としての公共下水道の計画的、効率的な整備に努めます。

あわせて、経営の健全化などに取り組み、安全・安心な下水道サービスを提供します。

また、公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備とともに、浄化槽などの汚水処理施設の普及を促進します。

【主な取組】

公共下水道の整備促進

- ✻住宅の密集した地区からの優先的な整備に取り組み、設計・施工一括発注方式を導入するなど、効率的・効果的に管渠の整備を進めます。
- ✻集中浄化槽団地の処理施設を引取り管理するとともに、周辺地区の排水処理への活用についても検討を進めます。
- ✻効率的な雨水管渠や雨水排水ポンプ場等の整備を進め、浸水被害の軽減を図ります。

経営の健全化

- ✻公共下水道への早期接続と未接続解消に向けて新たな助成制度を導入するとともに、未接続者への接続依頼・指導を行います。
- ✻下水汚泥の燃料化を行います。
- ✻整備促進を図りつつ企業債発行額を企業債償還額以内に抑え企業債残高の削減に努めます。
- ✻農業集落排水事業等との共同化やその管理手法として官民連携の検討を進めます。
- ✻各水資源再生センターの施設利用率の偏りを改善するため処理区の見直しを行います。

安全・安心な下水道サービスの提供

＊管更生等により長寿命化を図るなど、下水道施設の計画的、効率的な更新を行います。

＊水資源再生センターにおいて水質監視及び適正な運転管理を行うなど、放流水の水質基準を満たすことにより公共用水域の保全を図ります。

浄化槽の普及促進と適正な維持管理の指導

＊公共下水道等の整備計画区域外において、浄化槽の普及促進について啓発活動を行います。

＊浄化槽の適正な維持管理のため、保守点検、清掃及び法定検査受検の指導を行います。

危機管理体制の強化

＊緊急時における下水道機能を確保するため、施設等の耐震性向上や災害・緊急時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、(※)上下水道局業務継続計画（上下水道 BCP）などに基づく訓練を行います。

＊民間事業者や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行い、連携・協力体制の強化を図ります。

※関連計画

『大分市都市計画マスタープラン』『大分市公共施設等総合管理計画』
『大分市公共下水道事業基本計画』『大分市上下水道事業経営戦略』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
下水処理人口普及率	63.4%	72.0%
企業債残高	817.8 億円	745.2 億円

※ 下水処理人口普及率（%）＝公共下水道処理人口／総人口（本市の総人口に対して、公共下水道を利用することができる人口の割合）

＜用語解説＞

※上下水道局業務継続計画（上下水道 BCP）

大規模な災害、事故等で職員、庁舎や上下水道局が管理する設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断せず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧するための計画。

第３節　安全で快適な住宅の整備

【動向と課題】

住宅は、人々が健康で快適な生活を送る上で最も基本的な条件の一つです。

近年は、安全・安心に対する市民意識の高まりや生活様式の多様化を反映し、住宅に関するニーズも、より質的な充実を求める傾向にあります。

本市における住宅をめぐる具体的な問題としては、火災等の際に延焼が危惧される密集市街地の存在や、耐震性等に問題がある老朽住宅の存在、また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展による空き家の増加に伴う居住環境の悪化などが挙げられます。

このため、良好で災害に強い住宅市街地の形成を促すほか、(※)住宅ストックを活用した居住環境の質を向上させる整備・誘導を進め、活気のある健全な地域社会の形成を目指す必要があります。

また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の(※)住宅確保要配慮者が安心して生活できるよう、良好な居住環境の整備や(※)住宅セーフティネットの構築を推進していく必要があります。

【基本方針】

市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

【主な取組】

暮らしを支える良好な居住環境づくり

- ✻土地利用計画に整合した住宅地開発等の規制・誘導を行い、良好な居住環境の創出に努めます。
- ✻中心市街地や郊外住宅地における居住環境の変化に対応するため、多様な市民ニーズを把握し、それぞれの地域の特性に応じた暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- ✻地域の歴史や特性を生かした地区計画や建築協定による規制・誘導を図り、良好な居住環境の形成に努めます。
- ✻狭あい道路や行き止まりが多いなど、都市基盤の整備が不十分な地区については、居住環境の整備・改善を推進し、安全で快適な住環境の整備に努めます。
- ✻住宅地での緑化を推進し、緑豊かな居住環境づくりに努めます。
- ✻市街地の住居表示整備事業を推進し、暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- ✻住宅ストックを有効活用し、多様なニーズに対応した良好な居住環境づくりに努め

ます。

＊空き家等については、移住者などの住み替え支援として活用するほか、地域コミュニティの維持及び活性化のため、公民館など地域の財産として利活用を図ります。

＊良好な居住環境を阻害する老朽危険空き家の除却を促進します。

安全・安心で快適な住宅の確保

＊地震発生時の建物などの倒壊等による人的、物的被害を未然に防止するため、既存の住宅の耐震化や危険なブロック塀等の除却を促進します。

＊建材等から発散する化学物質の抑制や解体・補修工事等に伴うアスベストの飛散防止対策を進め、快適で安全な居住空間の確保に努めます。

＊高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化を進めるなど、良好な住宅の確保に努めます。

＊子育て世帯が安心して子育てできる住宅を確保できるよう、住宅の改善支援や子育て世帯向け住宅に関する情報提供等に取り組みます。

公営住宅等の計画的な整備

＊人口動向や民間を含めた住宅ストック総量を踏まえ、公営住宅等の適正な配置に努めます。

＊公営住宅等の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行うなど、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

※関連計画

『大分市都市計画マスタープラン』『大分市住宅マスタープラン』『大分市公共施設等総合管理計画』『大分市公営住宅等長寿命化計画』『大分市耐震改修促進計画』『大分市バリアフリー基本構想』『大分市空家等対策計画』『大分市緑の基本計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
住宅の耐震化率	84.2%	97.9%
（※）大分市住み替え情報バンクの登録数（累積）	169 件	380 件

＜用語解説＞

※住宅ストック

既に建っている既存の住宅のこと。

※住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

※住宅セーフティネット

住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な人々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるようなさまざまな仕組みのこと。

※大分市住み替え情報バンク

空き家等の売却または賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて、当該空き家等に係る情報を公開する制度のこと。

第４節　公園・緑地の保全と活用

【動向と課題】

本市では、都市化の進展や、心のゆとりや豊かさを求める市民のニーズを背景にして、公園・緑地の量、質ともに充実を図ってきました。現在、市民１人当たりの都市公園の面積は 14.7 ㎡で全国平均の 11.9 ㎡を上回っています。

また、市街地においても環境保全、景観形成、防災、レクリエーションなど、緑の持つさまざまな役割と機能に十分配慮し、都市緑化の取組を推進するなど、人と自然が共生する地域づくりを進めてきました。

地域の特性や市民の生活様式等も変化してきており、今後は、新たなニーズに対応した公園の活用を検討し、公園・緑地の整備や保全、適正な維持管理を進めていくことが求められています。

【基本方針】

市民の健康維持やコミュニティ活動・文化創造活動・スポーツ・レクリエーション等に活用できる良好な都市空間を確保するため、幅広いニーズに対応した利用しやすい公園・緑地の整備や保全、適正な維持管理に努めます。

【主な取組】

公園・緑地の整備と保全

＊利用者に配慮し、地域の特性や市民ニーズに対応した魅力的で活気のある公園を適正な規模で配置するなど、計画的な整備に努めます。

＊環境、防災対策や、都市の景観の向上を図るため緑地の整備と保全を図ります。

＊大友氏遺跡歴史公園や大分城址公園など、歴史的文化遺産を生かした公園の整備促進に努めます。

＊災害時、避難所となる公園においては、防災機能をもった公園整備を進めます。

公園施設の維持管理と美化活動の促進

＊遊具等の公園施設については、予防保全の観点を取り入れた長寿命化を図り、計画的な保守点検、修繕に取り組み、適切な維持管理に努めます。

＊多目的トイレの設置や出入口の段差解消など､公園施設のバリアフリー化を進めます。

＊(※)公園愛護会やボランティア団体、NPO 団体等と市の連携を密にするなかで、市民協働のもと、トイレ等を含めた公園内の美化活動などに取り組みます。

公園の有効活用

＊地域の特性や市民ニーズに対応するため、公園の有効活用において、(※)Park-PFI

の導入などを検討します。

※関連計画

『大分市都市計画マスタープラン』『大分市緑の基本計画』『大分市公共施設等総合管理計画』
『大分市公園施設長寿命化計画』『大分市バリアフリー基本構想』『大分市歴史的風致維持向上計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度末現在）	目標値 （2024 年度見込）
市民 1 人当たりの都市公園面積	14.72 ㎡	15.03 ㎡
多目的トイレの設置数（累積）	141 箇所	165 箇所
公園愛護会（清掃・トイレ）の結成数	420 団体	420 団体以上

＜用語解説＞

※公園愛護会

公園が楽しく憩いの場となるよう清掃・除草活動等を行う、自治会、子ども会、老人会等により公園ごとに設立された組織。

※Park-PFI

2017（平成 29）年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

ページ調整のための空白のページです

第６部

自然と共生する潤い豊かなまちづくり

（環境の保全）

第１章　豊かな自然の保全と緑の創造

【動向と課題】

豊かな自然は、すべての生物の生存基盤であり、かけがえのない財産です。

本市では、都市化の進展などにより、豊かで多様な自然が減少してきたため、市民、事業者、NPO 等と連携しながら、河川の浄化や緑の創出などさまざまな取組を行い、自然環境の改善を図ってきました。

さらに、近年では、人為的に持ち込まれた外来生物による地域の生態系への影響や市街地における(※)ヒートアイランド現象の発生等による生活環境への影響が懸念されることから、(※)生物多様性の確保の重要性について理解を深めるとともに、さらなる緑地の保全や緑の創造を行い、緑との共生を図る必要があります。

このため、自然が有する役割や機能を再認識するとともに、市民、事業者、NPO 等との連携をこれまで以上に深め、緑の創造や生態系の保全、自然保護意識の啓発を行うなど、官民一体となった取組の推進が求められています。

【基本方針】

生命と暮らしを支える豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、自然は貴重な財産であるとの認識の普及に努め、保全を進めます。

また、市街地の緑化を進めることにより、身近に自然を感じられる環境を整えるなど、緑を活用した多様な空間づくりを推進します。

【主な取組】

自然の保全

- ＊多様な性質を持つ自然は、すべての生物の生存基盤となっていることから、生物多様性の確保の重要性を認識し、自然の保全に努めます。
- ＊(※)特定外来生物に指定されているアライグマやセアカゴケグモ等の動物について、適切かつ効果的な防除を行うとともに、オオキンケイギク等の植物についても防除の必要性を周知・啓発します。
- ＊豊かな自然を次の世代に継承するため、自然環境の保全を目的とした地区指定や自浄作用を持つ自然護岸の保全を行います。
- ＊自然環境の創出や地域を守ることなどを目的として整備された(※)樹林帯を市民と協働で保全します。
- ＊豊かな河川環境を利用した学びの場や市民の憩いの場、コミュニティの場等の形成を促進するとともに、川を守り育てる活動を支援します。

緑の創出

✻道路、河川、学校などの公共公益施設や民有地の緑地の拡充及び適切な管理などにより、市街地の緑地の確保を図ります。

✻街路樹、生垣、壁面緑化などを活用し、人の視点からの緑の見え方を工夫することによって、効果的に緑化を推進していきます。

✻山や丘陵地などの緑豊かな自然を、河川や街路樹など市街地に広がる緑とつなぐことで(※)緑のネットワークを形成し、市民と協働で市域全体の緑化を推進します。

自然保護意識の醸成

✻自然体験キャンプ・自然観察会などのレクリエーション等自然と触れ合う機会や場の確保に努めます。

✻市民ボランティアや環境保全活動団体等による自然保護活動を推進します。

✻環境教育副読本やまちづくり出張教室等を活用し、環境教育・環境学習の充実を図ります。

※関連計画

『大分市環境基本計画』『大分市緑の基本計画』『大分市景観計画』『大分市街路樹景観整備計画』『大分市国土利用計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
「(※)郷土の緑保全地区」区域指定面積	78.2ha	90.0ha

＜用語解説＞

※ヒートアイランド現象

地表面の被覆域の人工化（建物、道路等）、緑の減少や、多様な産業活動や社会活動に伴う熱の排出などが原因となり、都市の気温が周囲に比べて高くなる現象。

※生物多様性

生態系・種・遺伝子の 3 つのレベルで地球全体に多様な生物が存在していること。生物の生命には一つひとつに個性があり、すべての生物は直接的又は間接的に支え合って生きている。

※特定外来生物

海外から持ち込まれた外来生物の中で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。指定された場合、飼育、運搬などさまざまな行為が規制される。

※樹林帯

河川の堤防から居住地側に沿って設置する帯状の樹林のこと。万一堤防から水が溢れたときの深掘れの防止と堤防決壊時に氾濫流の流入抑制による堤防決壊部の拡大の防止を図り、洪水による被害を軽減するもの。

※緑のネットワーク

主要幹線道路における街路樹や河川における河畔林などの整備を行い、核となる公園や緑地等を結ぶことで、環境保全や防災機能、やすらぎや快適性を高める、緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組のこと。

※郷土の緑保全地区

「大分市緑の保全及び創造に関する条例」に基づき、環境保全、レクリエーション、防災、景観保全のために必要な緑地を市民とともに保全する地区。

第２章　快適な生活環境の確立

第１節　廃棄物の適正処理

【動向と課題】

これまでの社会経済活動において、わたしたちは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を繰り返してきました。その結果、ごみの処理が地球規模の課題となっています。

環境への負荷のない循環型社会の形成に向けた取組は、社会全体で行われており、本市においては、資源物の分別収集を行い、家庭ごみ有料化を実施するなど、ごみの減量やリサイクルの推進に取り組んできました。

しかしながら、近年、(※)食品ロスや(※)マイクロプラスチック等を含む海洋ごみの問題について、国際社会全体で取り組むべき課題となっており、これまで以上にごみの減量と適正処理が求められています。

さらに、国内で頻発している地震や台風等の自然災害による災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理を図ることが重要な課題となっています。

豊かな自然や快適な生活環境を保全し、将来にわたって、清潔で美しいまちを維持するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でお互いに協力し、ごみの減量とごみを可能な限り資源として再生・再利用していく取組が必要です。

また、ごみの適正な処理を図るため、総合的かつ計画的なごみ処理行政を推進するなど、循環型社会の形成に向けたより一層の取組が求められています。

【基本方針】

ごみの発生回避、発生抑制、再使用、再資源化を基本とし、廃棄物の適正処理に努め、循環型社会の形成を図ります。また、豊かな自然や快適な生活環境を保つため、市民・事業者等との協働による地域に密着した美化運動を展開します。

【主な取組】

循環型社会の形成

(1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進

＊家庭ごみ有料化の効果を検証するなか、有料化の目的である家庭ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、費用負担の公平性を確保します。

＊ごみの減量化を推進するための(※)4R 運動の必要性について、大分エコライフプラザの活用や地域での説明会等を通じ、周知・啓発に努め、市民意識の高揚を図ります。

＊マイバッグ運動をはじめ、過剰包装抑制等を促すなど、ごみの発生を回避するための施策を推進します。(リフューズ)

＊「(※)3きり運動」を推進し、生ごみ処理容器等の利用促進などにより、減量化を推進します。(リデュース)
＊フリーマーケットなどさまざまな機会を通じて、再使用を促進します。(リユース)
＊適切な資源物の分別回収を実施するとともに、指導・啓発などにより分別排出の徹底を図り、再資源化を推進します。(リサイクル)

(2) 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

＊4Rに基づく取組を推進するよう市内事業所へ働き掛けます。

(3) 処理施設の整備

＊計画的に廃棄物処理施設の整備を行い、適正かつ安定した管理、運営に努めます。
＊新たな廃棄物処理施設の整備に向けて、大分都市広域圏の関係自治体と連携を図り、取組を進めます。
＊最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。

(4) 収集体制の検討

＊家庭ごみの効率的な収集体制の在り方について検討を進めます。

(5) 関係自治体との連携

＊ごみの広域処理を行うため、関係自治体との連携を図ります。

(6) 災害廃棄物の処理

＊万全な処理体制を構築し、迅速かつ適正な処理を図ります。

(7) 産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進

＊排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、排出段階での減量化･再資源化を促進します。
＊産業廃棄物処理施設の監視、指導を行い、適正処理を推進します。
＊不法投棄等の不適正処理に対する監視、指導を徹底し、清潔な生活環境の保全を推進します。
＊(※)おおいた優良産廃処理業者評価制度等により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進します。
＊産業廃棄物処理施設設置者と周辺地域住民による環境保全等についての協議や説明会の開催により、相互理解を促進します。

まちの美化対策の推進

＊「日本一きれいなまちづくり」を推進し、まちの美化に関する意識の向上を図ります。
＊ボランティア清掃団体を支援するなど、地域に密着した美化運動を推進します。

※関連計画

『大分市環境基本計画』『大分市一般廃棄物処理基本計画』『大分市産業廃棄物適正処理指導計画』『大分市公共施設等総合管理計画』『大分市災害廃棄物処理計画』『一般廃棄物処理施設整備基本計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
ごみ排出量	160,153t	153,465t
おおいた優良産廃処理業者認定数	14 事業者	30 事業者
きれいにしようえおおいた推進事業活動団体登録数	269 団体	280 団体

＜用語解説＞

※食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品。

日本の「食品ロス」量は、2016（平成 28）年度推計で年間 643 万トン発生しており、日本人 1 人当たり、毎日、茶碗 1 杯分のごはんを捨てていることになる。

その約半数は、家庭の食べ残しなどから出ていると推計される。

※マイクロプラスチック

サイズが 5 ㎜以下の微細なプラスチック。

含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

※4R 運動

・リフューズ（Refuse）ごみになるものは断る
・リデュース（Reduce）ごみの発生を減らす
・リユース（Reuse）再使用する
・リサイクル（Recycle）再資源化する

※3 きり運動

食材を上手に使い切る「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみはしっかり水を切る「水きり」の「3 きり」を実践することで、生ごみの発生を抑制し、減量化を図る活動。

※おおいた優良産廃処理業者評価制度

産業廃棄物処理業者が、市独自の評価基準に適合する場合に、おおいた優良産廃処理業者に認定する制度であり、産業廃棄物処理業者のレベルアップを図り、さらに、廃棄物処理法に基づく優れた能力及び実績を有する者の基準に適合した「優良産廃処理業者認定」へのステップアップを促進することを目的とする。

第２節　清潔で安全な生活環境の確立

【動向と課題】

市民の日常生活の安全を大きく左右する問題として、食品への異物混入、食品の偽装表示、野菜等の残留農薬、いわゆる「健康食品」に起因する健康被害といった食の安全に関する問題に注目が集まっています。

また、ペットによるいやしが注目されるなか、一部の飼い主のモラルの欠如による鳴き声や糞尿の苦情、動物由来感染症の問題などが発生しており、衛生的で安全な生活環境の保持に対する市民の関心が高まっています。市と県と共同で設置したおおいた動物愛護センターにおいて、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を推進しています。

清潔で安全な生活環境を創出するためには、食の安全の確保や公衆浴場・ホテルなどの(※)生活衛生施設での適正な衛生水準の維持・向上はもとより、ペットの適正な飼養と管理など日常生活における衛生意識の高揚を図ることが重要です。

【基本方針】

食品関連施設や生活衛生施設等の衛生を確保し、食の安全や衛生意識の高揚を図るとともに、動物愛護思想、ペットの適正な管理や飼育マナーについて啓発を行い、市民が清潔で安全に暮らせる生活環境の創出に努めます。

【主な取組】

衛生的な生活環境の確保

(1) 食の安全の確保

＊食品関連施設の監視、指導を計画的に行い、流通食品の安全の確保と不良食品の排除に努めます。

＊事業者等に対する衛生教育と(※)リスクコミュニケーションの活用を推進します。

＊事業者に対する(※)HACCP に沿った衛生管理の導入支援に取り組みます。

＊食中毒の原因究明や食品の安全を確保するため、検査体制を充実します。

＊食の安全に対する正しい知識の普及を促進するため、情報の的確な把握と提供を行います。

(2) 動物の愛護と管理

＊関係団体等と連携を強化し、ペットの適正飼養・終生飼養の啓発、飼い主マナーの向上を図ります。

＊人と動物の関係や、いのちの尊厳などについての教育プログラムを実施し、人と動物が共生するまちづくりを推進します。

＊動物由来感染症についての正しい理解を促進し、感染症の発生の防止を図ります。

(3) 生活衛生施設・水道施設の衛生管理

＊公衆浴場やホテルなどの生活衛生施設や、水道施設における衛生状況の監視、指導を行い、生活環境の保持に努めます。

＊施設管理者等に対して、施設の衛生管理に必要な情報を提供し、衛生意識の向上と快適な生活環境保持のための啓発を行います。

清潔な地域環境づくり

＊感染症の媒体となる衛生害虫（蚊、ハエなど）等の駆除に努めます。

＊雑草等が繁茂するなど、不良状態にある空き地の所有者または管理者に対して、適正な管理を指導します。

墓地の適正配置

＊多様化する墓地等へのニーズに応えるため、周辺環境への配慮等を行いながら、民営墓地の適正配置を図ります。

＊社会情勢の変化や市民ニーズに対応した市営墓地等の再整備を図ります。

※関連計画

『大分市食品衛生監視指導計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
狂犬病予防注射率	64.7%	75.0%
食中毒発生件数	6 件	0 件

＜用語解説＞

※生活衛生施設

生活衛生関係営業六法(クリーニング業法、理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法)による理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業関係施設、公衆浴場の施設をいう。

※リスクコミュニケーション

「食の安全・安心」を確保するため、生産者、流通・販売営業者、消費者、研究者及び行政等が

情報を共有して、それぞれの立場から意見を出し合い、お互いがともに考え、そのなかで信頼関係を醸成して、リスクを低減する社会的な合意形成を図ること。

※HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程のなかで、それらの危害要因を食品衛生上問題のないレベルにまで除去、または低減させるために、特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法。

第３節　公害の未然防止と環境保全

【動向と課題】

本市は、新産業都市として重化学工業型の産業が立地し、近年では精密機器、電気機器等の組立産業が進出するなど、さまざまな産業が集積し発展を遂げてきました。

企業の立地に際しては、地域の実情に即した公害防止対策を確立するため、主要企業と公害防止協定を締結するとともに、環境関連法令に基づく各種の施策を推進しています。一方、近年では、都市化の進展や生活様式の変化に起因する都市内河川汚濁、生活騒音などの都市・生活型公害が問題となっています。

このようななか、大気、水質、騒音については、いずれもおおむね環境基準を達成していますが、微小粒子状物質（PM2.5）など国外を含む広域的な環境保全対策が今後の課題となっています。

また、今後、耐用年数を迎えるアスベスト（石綿）を使用した建築物の解体工事等の増加が見込まれることから、アスベスト（石綿）の飛散防止対策の強化が課題となっています。

【基本方針】

公害の未然防止と環境保全に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民、事業者、行政が一体となり、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

【主な取組】

環境保全対策の推進

＊大気や水、騒音、土壌等の一般環境調査を行い、汚染状況等の正確な把握に努めます。

＊工場・事業場等の立入検査等による実態把握に努め、規制の徹底と適切な管理の指導を行います。

＊必要に応じて、公害防止協定の締結や見直しを行います。

＊国境を越えるなどの広域的な原因が考えられる微小粒子状物質（PM2.5）や酸性雨等を監視するとともに、測定値等について市民への情報提供の充実を図ります。

＊生活に伴う騒音や悪臭等の防止について、市民意識を向上するため、普及啓発に努めます。

大気汚染・悪臭対策

＊工場・事業場等の有害大気汚染物質や悪臭の発生源に対する調査体制を充実します。

＊工場・事業場等に対して、規制の徹底と排出の抑制、必要に応じた施設の改善等を指導します。

＊自動車排出ガス測定結果や規制の動向を踏まえ、自動車排出ガス対策を関係機関と

協力して行います。また、市民にはアイドリングストップ等の啓発を行います。

✻アスベスト（石綿）の飛散防止対策として事業者に建築物の解体等工事の作業基準等について適切な指導を行います。

✻光化学オキシダント注意報発令時等の広報体制の充実を図ります。

水質汚濁対策

✻公共用水域等の水環境の保全対策を関係機関と協力して推進します。

✻家庭における生活排水対策の普及啓発に努めます。

✻工場・事業場等に対して、適正な排水処理を指導します。

騒音・振動対策

✻工場や事業場、建設作業等における防音、防振対策を促進します。

✻自動車交通騒音、道路交通振動の測定結果を踏まえ、必要に応じて、道路環境の整備改善などを関係機関へ働き掛けます。

土壌汚染対策

✻工場・事業場等に対して、土壌の調査及び有害物質の地下浸透防止などについての適切な指導を行います。

※関連計画

『大分市環境基本計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2018 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
大気汚染物質に係る環境基準達成項目数 （全 11 項目）	10 項目	11 項目
公共用水域の環境基準（(※)BOD、(※)COD）達成率	94.7%	100%

＜用語解説＞

※BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）

微生物が有機物を酸化・分解するのに使われる酸素量のことで、河川の代表的な有機汚濁指標で

す。

※COD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand ）

有機物を酸化材で酸化するときに消費される酸素量のことで、海域や湖沼の代表的な有機汚濁指標です。

第４節　地球環境問題への取組

【動向と課題】

わたしたちは、豊かな生活を実現するため、石油や石炭といった化石燃料を大量に使用してきましたが、そのことは同時に温室効果ガスの増加を招き、いまや世界共通の課題である地球温暖化の原因となっています。

地球温暖化は異常気象や自然災害を引き起こし、食料生産や生態系への影響、熱中症の多発など人の健康への影響も懸念されています。

こうしたなか、2020（令和 2）年以降の温室効果ガス排出削減の新たな目標に向けて、現在国際間の合意に基づく取組が進められており、国内では、東日本大震災以降、従来のエネルギー政策からの転換が課題となっています。

本市においても、省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動への見直しを促進すること、温室効果ガス排出量の少ない再生可能エネルギーや水素エネルギーなどの導入を促す環境づくりを推進することなどが必要であり、市民、事業者、NPO 等との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な取組が求められています。

【基本方針】

かけがえのない地球環境を次世代に継承するため、市民、事業者等と連携しながら、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動など、温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進します。

また、国際社会の新しい温暖化対策の枠組みの合意を踏まえ、広域的・国際的な連携のもと、長期的・戦略的な取組により(※)低炭素社会の構築を目指します。

【主な取組】

地球環境への配慮と市民意識の高揚

＊市民、事業者が地球環境に配慮した具体的な行動を展開していけるよう、省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動への見直しを促進します。

＊地球環境への負荷の少ない省エネ機器・省エネ住宅等への転換を促すための啓発を行います。

地球温暖化対策

＊家庭や事業場等において、節電など自主的な省エネルギーの取組を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。また、本市も、一事業者として、事業に伴い排出される温室効果ガス削減に向けた率先的な取組を行います。

＊市民、事業者、NPO 等と連携して、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーをはじめ、再生可能エネルギー由来水素等の新たなエネルギーの導入を促進します。

＊移動や輸送によって排出される温室効果ガスを削減するため、公共交通機関の利用やエコドライブの促進に努めます。
＊地球温暖化問題への理解を深め、自ら進んで行動することができるよう、省エネ懇談会や小中学生への出前授業等を通じて、環境教育・環境学習の充実を図ります。
＊温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林を保全するとともに、市民参加の森林づくり等の取組を促進します。

オゾン層保護対策

＊フロン排出抑制法等の関係法令に基づき、オゾン層破壊の原因物質とされるフロン類の適正な再資源化や処理を行うよう、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。

連携体制の整備

＊地球環境問題に関する施策をより効果的に推進するため、市民、事業者、NPO 等との連携を強化します。

※関連計画

『大分市環境基本計画』『大分市地球温暖化対策実行計画』『大分市水素利活用計画』

【目標設定】

指標名	現状値 （2015 年度実績）	目標値 （2024 年度見込）
大分市全域の温室効果ガス排出量 《基準年度（2013 年度：26,915 千 t-CO_2）との比較値》	24,284 千 t-CO_2 （9.8%減）	24,528 千 t-CO_2 （8.9%減）

※ 基準年度：国の「地球温暖化対策計画」において、2013 年度値を基準年度として設定しており、本市でも同様に基準年度として設定している。
※ 現 状 値：最新の 2015 年度実績については、全体の中で大きな割合を占める産業部門の排出量が大幅に減少したことが影響し、目標を上回る削減となっている。
※ 目 標 値：国の計画を踏まえ、本市で策定した地球温暖化対策実行計画において設定した削減目標としている。

＜用語解説＞

※低炭素社会

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。